

西谷さくが寄宿した堺の河邊塾

——河内国古市郡古市村西谷家文書に見える寺子屋関係史料——

中田佳子

はじめに

二〇一七年四月、関西大学の組織改革によって文学部に属していた古文書室が博物館の管轄となった。それにともない、古文書室が受贈した中世から近代にわたる文書群が博物館の所蔵に移された。ここで紹介する西谷家文書も、その内の一つである。

西谷家は江戸時代後期、河内の在郷町古市（現、大阪府羽曳野市古市）で米・塩・雑穀・粕類（肥料）・薪炭・荒物・小間物を扱う商家「種屋」を営んでいた。開業は安永九年（一七八〇）で、当主は代々平右衛門を名乗った。同家は時代とともに事業を拡大させて急成長し、幕末には三代平右衛門が村の年寄役を務めるなど、古市の代表的な商家となった。同家には、商業活動と家政を中心とした約九千点の文書が残されている。西谷家が一躍有名になったのは、昭和五〇年代に羽曳野市が市史編纂事業の一環として同家の文書調査を行った際、三代平右衛門の長女さくが

安政七／万延元年（一八六〇）に綴った日記が発見されたことによる。江戸時代の庶民女性の日記は数少なく、その後の女性史研究に貴重なデータを提供することとなった。^①

一方、時代の流れの中で、西谷家では近世商家の佇まいを見せていた旧家屋が解体され、家蔵文書も同家の元を離れることになった。現在は関西大学博物館古文書室・羽曳野市役所・関西学院大学図書館に分蔵されており、古文書室では約六三〇〇点を収蔵している。当室の西谷家文書は羽曳野市史編纂時に整理のために預かり、その後保管を委ねられて、二〇一六年に現当主の西谷康夫氏から寄贈を受けたものである。この文書で特筆すべきは一五〇〇点にも及ぶ書状類を含んでいることで、その中には、さくと一歳年下のたづの姉妹、その母あい（後に女性当主となり、へいと改名）に関係するものが多く見られる。幕末から明治にかけて、主人平右衛門の病氣と死、親族・分家の不行跡や借財、婿養子の離縁など数々の苦難を乗り越え、家の存続に心血を注いだ商家女性のたく

ましい生き様とともに、日々の社交や贈答に女性ならではの細やかな心遣いが現れており、生活・文化の面でも注目すべき文書群となっている。

以下に紹介する文書は、それら書状類の中に含まれていた寺子屋に関する史料である。さく・たづ姉妹は娘時代の一時期に親元を離れて、それぞれ堺・大坂の寺子屋に入塾し、寄宿生活を送っていた。すなわち、さくは嘉永六〜七年（一八五三〜五四）、数え年一二歳から一三歳にかけて堺の河邊塾で、たづは安政六年（一八五九）と文久二年（一八六二）、一七歳と二〇歳の時に大坂の華房（花房）塾でそれぞれ学んでいた。たづの大坂在塾時の史料については、母娘・姉妹の往復書簡が既に紹介されているので、ここでは、さくが寄宿していた河邊塾のものを取り上げよう。（以下、文中に現れる【】内のアルファベットと数字は、史料翻刻の番号である）

一 河邊塾とその史料

(1) 寺子屋河邊塾

河邊塾は堺の町の中心部、大道筋（紀州街道）と大小路通の交差点の北東側、「湯屋山之口」にあった（A・⑨）。その北には学問の神様、天神社（現、菅原神社）が鎮座している。さくの在塾時の当主は河邊徹齋という。さくが入塾する二年前の嘉永四年三月に刊行された『左海人物志』には、「河邊徹三郎 名直勝」という名前が見え、その上に「学の表示があつて、住所は「天神南門」となっている。⑩「学」は学者・儒者・教育者などを表し、住所も塾と同じ所なので、河邊徹三郎は徹齋そ

の人と考えてよいであろう。学識豊かな寺子屋の師匠として、人物志に載るほど評価が高かったようである。

一方、時代は少し下って、文久二年（一八六二）時の河邊塾のデータが文部省編『日本教育史資料』の「寺子屋表」に含まれている。⑪この資料集は文部省が明治一六年から二〇年代の初めにかけて、各府県に命じてデータを収集し編纂したものであり、とくに私塾と寺子屋の一覧表は庶民教育史の研究に不可欠な基礎史料である。堺では二二の寺子屋が掲載されているが、河邊塾については、塾名を「吟松堂」と称し、学科は「読書・習字」、所在地は「熊野町東一町」、教師は男性二名、生徒は男子七〇名・女子六〇名、師匠（習字師）の氏名は「河邊和一郎」となっている。所在地の熊野町と前出の湯屋（町）はともに「ゆやちよう」と読み、同じ場所である。また、男女別の生徒数は、寄宿生と通学生の総数と思われる。

師匠の河邊和一郎は天保一四年（一八四三）生れで、徹三郎の孫にあたる。徹三郎は調査前年の文久元年に死去しており、その後は和一郎の実父、喜作が塾を継いだと思われるが、二年後の文久三年に亡くなってしまふ。このことから、文久二年時の男性教師二名は、喜作と和一郎のことと考えられる。なお、寺子屋表では開業が「享和七年」、廃業は「文久三年」となっているが、開業年は明らかに誤植であつて（享和四年が文化元年と改元）、判然としない。また廃業年についても疑問である。『日本教育史資料』と並ぶ基礎文献として評価の高い乙竹岩造著『日本庶民教育史』では、堺市の寺子屋師匠吉田虎次の談話として、明治五年の学制改革の折、ある日突然寺子屋師匠すべてが堺県知事の下に呼び出され

て寺子屋の廃止を告げられ、師匠のうち自分と河邊和一郎、ほか五名が辞令を受けて、各地の寺院で開校される何番学校に奉職することになったという^⑤。翌日からはこれまでの児童を率いてその寺院に行き、二、三の寺子屋を合わせて授業を行ったというから、学制への移行期に至るまで河邊塾が存続していたことは明らかである。ただ、文久三年に父喜作が亡くなった時、和一郎は数え年で二一歳とまだ若く、その後の一時期、塾を閉じて修業に出たことも考えられる。そのことで、当時は廃業と認識されたのかもしれない。

『日本教育史資料』に見える堺の寺子屋師匠二二名の身分は、平民が二〇名と医師が二名で、河邊和一郎は平民である。また、どの寺子屋も男女共学であり、児童数は調査年代に幅があるものの、二七名から二〇〇名に及ぶ。一〇〇名以上を擁する寺子屋は八家を数え、一三〇名の河邊塾は五番目に大きい規模であった。乙竹は、堺で古来名望のあった寺子屋として五家の名を挙げている。すなわち、吉田虎次の龍華堂(寺子屋表によると児童数八五名、以下同)、寺田清三郎の興文堂(一一八名)、右恒次の作是庵(一九七名)、山縣九八郎の昇龍館(二二〇名)、河邊和一郎の吟松堂(一一三〇名)である。このことから、河邊塾も先々代の徹斎の時代より高名で、定評があったと受け取れよう。なお、西谷家文書では河邊塾について、「塾」という表現はあっても「吟松堂」という塾名は見えない。これがいつから命名されたかは、明らかでない。

さて、河邊塾の最後の師匠となった和一郎は、明治八年に堺県師範学校に学び、同四二年まで一訓導として地元の小学校に奉職する。祖父・実父の遺志を継ぎ、幕末以来半世紀にわたって児童教育一筋に歩んだ人

生であった。

(2) 西谷家文書中の河邊塾史料

西谷家文書に含まれる河邊塾関係の史料は三七点あり、ほとんどすべてが書状形式である。大半はさくが寄宿中のものであって、【A】古市の母が河邊徹斎やその夫人らとやり取りしたもの一〇点(空の封筒や袋も含む)、【B】母と妹たづがさくとやり取りしたもの一五点を数える。後者は、使いの者に荷物を届けさせる時に託したものが多くと思われるが、さく自身が塾中から親元に出した書状は、【B・⑫】の一通以外見つかっていない。また、【C】さくが退塾した折、彼女の荷物を古市に返すにあたっての河邊塾からの送り状が二点、【D】その後さくや母と、塾との間で贈答や季節の挨拶などを交わした書状が四点ある。この他、【E】寄宿にかかった諸経費とその支払いに関し、河邊塾の執事が二回に分けて送って来た「領票」「算録書」が五点残っており、「河邊算録書入」と記した包紙一点を加える。

【B】の史料のうち二点と【D】のうち三点は、保管に特別な注意が払われていなかったが、それ以外は三つのかたまりに分けられ、最も重要と思われる一群は【A・⑨】の袋に入れ、その他の二つは紙繕りで括られていた。河邊塾からの書状については、在塾中のさくの深刻な状況を知らせるものなど、改まった内容には無地の白い紙、無事を知らせるものや退塾後のやり取りには草花などの模様が印刷された料紙や封筒がよく使われている。書状を書く時の状況や気分、相手に対する配慮や本人のセンスが感じられて、興味深いものである。また、書状の巻き終わり

や封筒に干支と日付を別筆で記入したのも見受けられる。これらは、書状を受け取った母が注記したり、後にさくが河邊関係書類を整理した時に書き加えたりしたと思われる。

古市の母・妹からの書状は本人の筆跡であることは疑いないが、河邊塾発信のものは三種の筆跡に分けられるようである。一つは河邊徹齋本人と思われるもので、【A・⑥】の一点のみ、二つ目は女筆で、これが最も多い。差出名は「河邊徹齋内」「河邊内」「河邊」「徹齋」「河邊主人」などと一定せず、徹齋の一人称で書かれているものがほとんどであるが、家族の立場のもの（【D・①】）もある。両者の筆跡はよく似ているが、女筆は徹齋夫人の手になるものではないかと推測され、徹齋名の書状は主人の意を汲んだ夫人の代筆と見るべきであろう。三つ目の筆跡は、【E】の「領票」「算録書」を書いた河邊塾の執事のものであり、枯れた味わいの徹齋やその夫人の筆跡に比べて、年齢的に若い人物のようである。

ここでは、以下に述べる河邊塾の教育とさくの寄宿生活を明らかにするうえで重要と考えられる史料を中心に、【A】九点、【B】二点、【C】二点、【D】四点、【E】五点の計三二点、および【参考史料】として別に二点を掲載した。

二 西谷さくの入塾と寄宿生活

(1) さくの境遇

西谷家の長女さくが生まれたのは、天保十三年（一八四二）二月二日夜丑の刻、つまり翌三日午前二時頃である。当時、父三代平右衛門は四

五歳、母あいは三三歳であり、晩婚であったのか、かなり遅く生まれた子供である。翌年五月には妹のたづが誕生している。

安永九年（一七八〇）六月、初代平右衛門が古市の東町、竹之内街道沿いに出店した「種屋」は一代のうちに飛躍的な成長を遂げ、その後も活況を呈していた。さくの父の時代には、塩・粕類の主だった販路を大和国に広げて卸売りの大口取引を行う一方、地元の小市や近隣の村々では、米・塩・粕類・荒物などの小売りで収益を上げていた。これら商業活動の成功とともに、西谷家は金貸しや地主としても大きな力を持ち、貸付金の利子や小作料・家賃で財を成していた。さくとたづは、このような裕福な商家の「いと」（娘）として生を享け、成長したのである。

だが、父親の三代平右衛門は、姉妹が生まれた天保末年ごろから病気がちであった^⑤。嘉永元年（一八四八）、平右衛門の父で隠居していた徳左衛門（二代平右衛門）が死去する。この時、姉妹は七歳と六歳。母あいは娘たちの行く末を考え、ある決心をした。彼女の回顧録（【参考①】）に基づいて、同家の状況と彼女の心中をたどってみよう。

隠居の徳左衛門には三〇歳年下の「てかけ」のせいがあり、かねて平右衛門の弟を養子に迎えることを望んでいた。平右衛門とあい夫妻に跡継ぎとなる息子がいないことに付け込んで、相続権を得ようとしていたのである。当時平右衛門には五人の弟がいたが、その内三人は当主の印鑑を偽造して借金するなど揉め事が絶えず、どれも家を任せられる器でない。また、あいにとつても、この先病弱な夫との間に男子の誕生は期待できない。息子を産めなかったのは「われのあやまち」であり、夫へ申し訳ないという思いがあった。そこで彼女は、二人の娘を教育によつ

て「はけしくそだて」ようと決心したのである。娘には他家より婿養子を迎えて、家を継がせなければならぬ。家政の運営において「早々夫の手だすけ致させ」たく、そのためには「まつ書事、そろばん」ができるように仕込む必要があった。当時の感覚では、婿養子は跡継ぎとして単に来てもらうだけのものではなく、家風に合うよう養家で育てるものであった。そのため、養子相続の成功は、養親や妻となる家付き娘の手腕にかかっていたのである。

さくが堺で寄宿生活に入るのは嘉永六年、一二歳の時であったが、それ以前は地元の古市で寺子屋に通っていたと考えられる。大阪府下の調査では男女とも八歳前後に「寺入り」するのが一般的で、在学年限は五年が多かった^⑩。さくが生きた時代、古市の北町には能書家で文人的性格を持った森田嘉兵衛という専門の寺子屋師匠がいて、西町の長円寺を場として教えていた^⑪。この森田家は近年まで「寺屋」と呼ばれており、嘉永七年当時、妹のたづが通っていたことが文書に見える^⑫。幕末・維新期の古市村には森田氏を含めて寺子屋が三家あったことが報告されており、この内天保五年開業の地堂祐三郎塾もさくと年代的には合うが、やはり西谷家では姉妹共に森田塾に通わせていたと考えるのが自然であろう。

西谷家文書中には、さくと森田嘉兵衛との直接のやり取りを示す史料は見出せないが、さくが使った習字の二本二点が残っている。ともに端裏に「にし谷さく女」と記されており、そのうちの一点は天筆（書初め）用の手本で、紙の継目裏に「子年十二月十日」の日付がある^⑬。さくの生涯は天保一三年から文久二年までの短い期間で、その間に子年は嘉永五年（一八五二）の一度きりしかない。この手本は、翌六年正月の書初め

用であり、さくはその年の七月に河邊塾へ入るので、彼女が古市の寺子屋に通っていた期間は、母が娘の教育を決意した七歳時から堺へ移るまでの五年間ほどと思われる。

さくの両親は、近い将来婿をとって所帯と店を切り盛りしなければならない娘のことを案じ、地元での手習いだけでは不十分と考え、さらなるステップ・アップを求めて堺の寺子屋に寄宿させたのであろう。尤も、地元の寺子屋においてさえ男子に比べて女子の就学率が低い時代に、更に高度な教育を目指して都市部の定評ある塾へ娘を入れたのは、女子教育に対する両親の理解と熱意に加え、それに見合うだけの経済力があるからで、「東寺とみへ様」が羨ましがったように（B…①）、周囲の同世代の人々にとっては羨望や憧れの対象であった。

(2) さくの入塾

さくが河邊塾に寄宿生として入ったのは、嘉永六年七月一日である（A…⑨）（B…①）。その前に、あらかじめ入塾の申し込みと挨拶に堺へやって来たのは、六月一九日だったらしい。さくはその折、天神社に参詣しておみくじをひいている^⑭。結果は「吉」で、幸先の良い運勢に、さくは気をよくしたことであろう。

さくの勉学先に河邊塾を勧めたのは、父平右衛門の弟で堺の商家、綿屋川端家に養子に入った新次郎とされる^⑮。古市では俗に、「堺へ三里、大坂五里」という^⑯。古市から堺へは竹之内街道を西へ向かって直線距離で約一二キロメートル、三里の道のりである。河邊塾は竹之内街道の延長の大小路に近いので、交通の便が良い。河邊塾を紹介された時、古市か

ら比較的近いことが大きな魅力であったことは疑いないであろう。だが、最終的に入塾を決定付けたのは、九星術に基づく運勢占いであった。

さくの入塾の可否について鑑定してもらったのは、おそらく母のあいと思われる。さくが引いたおみくじと一緒に、「十才才之女占考」〔参考②〕が見出された。ここにはさくの名がないが、文書の一括状況からして彼女が占いの対象であることは明白である。

占いでは、生まれつき至って宜しく立身出世の相あり、としながらも、気儘や豪気を慎み、諸事控え目にして人に従い、高ぶらずにへりくだるのがよい、と戒める。裕福な家庭で甘やかされて我儘な人間になつてはいけない。親元を離れて寄宿生活を送り、師匠の言葉に服し、日常のあらゆる面で自律と社会性を培うことが望ましいと、母娘は納得したのであろう。その方位については、六月は的殺なので酉・戌・亥、つまり西から北西にかけてよいとしている。古市から見て西にある堺は吉方である。占いによる回答は、思いに随い御遣わししかるべしと、堺での寄宿を勧めるものであった。

(3) さくのホームシック

七月一日、さくは母あいに連れられて河邊塾にやって来た。さくが親元を離れるのは初めてのことであったが、母はことさら別れを惜しむようなことをせず、さつさと帰っていった。母が去った後、さくは気丈にも涙ぐむこともなく塾の人々と一緒に夕涼みへ出かけたので、河邊家では寄宿生活の滑り出しは良好と考えた。ところがその翌日から、さくは激しいホームシックに襲われたのである〔A::①②③〕。

母はさくに、古市のことは少しも思わないように、帰りたいなどいえば、もう飛脚も遣わせませんよ、と書状で釘を刺したが〔B::①〕、数え年で一二歳の少女であることを思えば、仕方がないであろう。堺で実家との連絡取次ぎになっている和泉屋清兵衛^⑧に人を遣わしてほしいと言い出し、また、かつて西谷家の女中であり、今は堺の具足屋半兵衛方で奉公しているうば^⑨を呼んで家まで送ってもらいたい、と訴えた。河邊家では、古市からは八朔にお迎えが来るので、それまで我慢すれば、ご両親や奉公衆に褒められますよ、それまでに帰れば、辛抱がないと皆に笑われ、ご両親にも叱られますよ、と慰留に努めた。さくは、一旦は得心したように見えたが、その後また、下女に明朝早く迎えに来るよう夜の間に連絡を取ってほしい、と懇願するに至った。この間、家に帰りたいとの思いが募って稽古事もままならず、三度の食事も進まない。しかも、この時の暑さは格別であり、食欲がないままでは病気になる恐れもある。そこで、河邊家では五日に急きよ手紙でさくの実情を親元に知らせることにし、翌朝一旦彼女を古市に引き取らせたのである。帰宅に際して、河邊家ではさくの髪を結び直してやるといった心遣いを見せている。

さくの言い分は、一人になって父母や妹に会いたくなくなり、髪が乱れるのも心配で、御飯も食べにくく、夜も寝苦しく、悲しくてたまらなくなったという。しかし、家族の顔を見て、塾でのことを話すうちに気が収まり、笑顔も出るようになった。その間母から叱られ、よくよく言い聞かされたことで、さくは早くも河邊塾へ帰りたくなくなり、四日間の帰省の後七月一〇日に堺へ戻っている。

(4) さくの在塾期間

ホームシックから立ち直って塾に戻ったさくは、その後順調に寄宿生活を送ったようだ。塾の費用に関する史料【E】によると、彼女の在塾期間は嘉永六年に一〇九日、翌七年は少なくとも六〇日ほどである。嘉永六年は七月一〇日の帰塾後、盆の間も滞在し、八朔などに数日帰宅、一〇月末で一旦退塾したらしい。算録書が三通、十一月一日付でまとめて送付されていることから分かる。西谷家文書には、さくの手になる嘉永六年十一月付の「田畑高附帳」²¹があり、これは帰宅してから書いたものである。商家は年末が近づくと忙しくなるので、手伝いをさせるため早目に寄宿を切り上げたと思われる。

翌年になり、西谷家では再びさくを河邊塾へ寄宿させようと考えていたが、折悪しく二月から四月にかけて、当時古市村の年寄役であった父平右衛門が海防のための上金の詮議で幕府代官所のある京都二条に出張した。さくは、父の消息を聞くために家にいたいというので、堺行きをしばらく見合わせ²²、結局父の帰宅後の五月九日に再入塾している【E…②】。だが、この年の退塾時期となるとはつきりしない。【B…⑧⑨】では、盆休み明けの七月末に塾に戻るつもりでいたことが明らかであるし、閏七月二八日時点で、河邊塾ではさくの夜具を受け取る一方、不要になった夏物衣料を返している【A…⑧】。だがこの時、さくは何かの病気に罹っていた。その後、彼女が回復して塾に戻ったことも考えられるが、七月一九日付以降の算録書が見つかっていないので、可能性は薄いであろう。問題は、史料【C】の寄宿荷物の送り状である。【C…①】は十一月二日付であるが、さくはすでに家に戻っていて、事前に使者を遣わし

て時候の挨拶状と新物の小豆を河邊家に送っているのが、嘉永六年一〇月末の退塾直後の史料ではなく翌年のことかもしれない。年月日不詳の【C…②】については、さく本人が琴など九品目を手元から送り返すように依頼しているのが、【C…①】と同時期ではなさそうである。そうすると嘉永七年は、さくの思いのほかの長患いで、結局盆明け以降も戻れずに退塾し、荷物は塾で預かったまま日が過ぎ、返却が一月にずれ込んだ可能性もある。いずれにせよ、さくの寄宿生活は嘉永六〇七年であった、嘉永七年が安政元年に改元する一月二七日には、すでに退塾していたことは明らかである。

(5) さくの学習と寄宿生活

さくが親の意向を受けて河邊塾で学んだのは、習字と算盤、茶の湯・生け花であった。それに加えて、女性の稽古事として裁縫の手ほどきを受け、嘉永七年の再入塾後は、琴・三味線の出入り師匠にもついたようである。

習字と算盤の実用教育は、有力商家の家付き娘として家業や家産の諸帳簿を作成するうえで最も大切である。さくの場合、習字は古市の寺子屋で既に学んでいたが、算盤は初心者であった。一二歳という年齢からして、師匠の徹斎は「御入りの遅きハ一人（習得が）六ヶ敷心配」²³したが、さくは九九や寄せ算の呑み込みが早く、師匠を喜ばせた【A…④】。嘉永七年二月の在宅時には、寺屋に通う妹に触発されて岡村のおじに算盤を教えてもらおうとあり、休学中も熱心に練習していたようである。

『日本教育史資料』では河邊塾の主要学科を「読書・習字」としている

が、さくについてはとくに読書をめぐる記載はない。当時女子向けの読書では、実語教・童子教から百人一首・女大学の類を学んでいた^④。西谷家の蔵書中には「女大宝箱」が残されており、母はその教えを信奉しているようなので、さくもその影響を受け、塾で女大学を音読したり講釈を受けたりしていた可能性は否定できない。

茶の湯・生け花は、家に床の間や茶室を持つような富裕町人の嗜みとして広く普及していたようで、在郷町古市でも都市部同様に茶会の催しがあり、西谷家の人々も参加していた^⑤。これらの稽古事は、文化的素養だけでなく礼儀作法や典雅な立ち居振舞いを身に付けるためにも重要視されており、あわせて千利休ゆかりの堺の地で茶道の神髄に触れさせたいという親心も感じられる。

裁縫については、妹のたづも後年大坂の華房塾で習っており、御守袋などの細工物から、注文を受けて着物の仕立てまでやっている^⑥ので、さくの場合も何か小物を縫っていたのであろう。母が紐二品を送り**(B::②)**、誓文払いで端切れを探し**(B::⑩)**、たづが姉の手芸を羨ましがって、自分にもきれいな切れを分けてほしいとせがんでいる**(B::⑪)**。しかし、長女で婿を取って家を継ぐさくに対し、母はあまり裁縫に熱心になることを望んでいなかったようである。そこが、他家に嫁ぐと予想されたたづと異なるところで、母は「今の間は手ならい第一」と、さくのリテラシーの向上を何より願っていた**(B::⑬)**。

琴・三味線は、古市の家に師匠を迎えて姉妹共に習っていたようである。それは、さくが入塾早々寄宿生のおさらいに参加を促され、心ならずも琴唄一つ、三味線一曲を弾いていることから分かる**(A::①)**。

都市やその周辺部の富裕町人たちは音曲の嗜みも必要とされ、彼らの子女を預かる寺子屋でも、琴・三味線・謡などを教授するところが少なくない^⑦。大坂では寛政以前から娘に三味線を習わせることがはやり、それが周辺地域にも波及していた。地歌の流行がその背景にあると思われるが、地歌が箏曲に取り入れられて合奏が盛んになると、琴・三味線は不可分の芸事として捉えられ、その両方に習熟することが理想とされた。

さくは河邊塾に寄宿するにあたって琴と三味線を持って行った。最初は盆明けに師匠について習わせる約束だったが、母は考えを改め、今までのおさらいや手慰みでよいと思つたらしい。しかし、河邊家としては、それでは寄宿中に腕が落ちるとして習うことを強く勧め**(A::③)**、さくは翌年の再入塾で「おしう殿」という師匠に入門している**(E::②)**。

寄宿に必要な道具は、机・文庫をはじめ、学習道具や身の回りの物を入れる箆笥、衣類・履物、寝具、髪の道具(髻付油入りの徳利・櫛など)、裁縫道具、楽器などで**(C)**、大半は親元で用意して送り、習字道具や茶碗などの小物は河邊家で、おそらく揃いの物を買ってもらった。

さくの寄宿中、古市の実家からは幾度となく使者が遣わされている。さくに届け物や差し入れをし、彼女の洗濯物や不用品を持ち帰るためである。季節の変わり目には衣料品の入れ替えが必要であるし、成長期の娘ゆえ、新調や寸法直して届けることもあった。母は送り状を添えてさくに何くれとなく指示し、併せて古市の様子などを知らせている**(B)**。

また、あられや豆など、さくの好物を差し入れることもあったが、他の寄宿生の手前、行き過ぎないように気を遣っている**(B::⑥)**。一

方、師家の方へも折々に付届けをしていた。菓子・果物の他、嘉永七年七月三日には七夕祝儀として金一封、素麺、御品料金一封、美しい襟地・京扇などを贈り、喜ばれている〔A…⑦〕。寄宿生の親は、勉強以外は師家任せにせず、折にふれて色々配慮する必要があったようである。

母は塾中の年長者であるさくに、子供たちや新入りの寄宿生をかわいがるように、皆仲良くするように、また、何事も師匠や夫人に伺いを立てて指示を仰ぐこと、用事があればこちらに連絡して他人の世話にならないように、再三書いて送っている。この寄宿生活で、知識・技術の習得だけでなく、娘の全人的成長を願う親の強い思いが感じ取れるのである。

三 河邊塾での教育

(1) 河邊塾の教師と生徒

さくが在塾していた時、師匠の徹斎はすでに老境に達しており〔A…③⑥〕、塾では跡継ぎの喜作と二人で指導していたと思われる。孫の和一郎はさくの一歳年下なので、当時は机を並べて師匠二人の教えを受けていたであろう。寺子屋表には女性教師の記載はないが、徹斎の妻と娘も彼らを助けていたようである。とくに女生徒に対しては、彼女らが協力して世話をしていた。同表の学科欄に記載された読書・習字は徹斎と喜作が、茶の湯や生け花は妻と娘も加わって教授していたのではないだろうか。裁縫など女生徒向けの手芸の指導は妻・娘の担当だったであろう。本来は読書・習字を教える寺子屋から出発したが、寺子側の需要に

応じて、順次稽古事の種類を増やしていったと思われる。

河邊塾は家族経営の寺子屋ではあるが、琴・三味線については出入りの教師に指導を委ねている。音曲を専業としていた盲人の法師・瞽女の中から寺子に合う指導者を選び、塾に招いて教授させていた。さくの師匠となった「おしう殿」もその一人で、瞽女と思われる。ただし、おさらいなどの折には、河邊家の娘も連れ弾きに加わり、情操教育に一役買っていた。

河邊塾の生徒はかなり広範囲から来ていたようで、堺町人の子弟はもとより、近くは摂河泉、遠方は九州・四国からも入塾者があったという〔A…①〕。有志の大人を対象に漢学や蘭学などの高度な専門教育を行う私塾ではなく一般的な寺子屋であったにも拘わらず、その入塾圏の広さに驚かされる。堺が海上交通の拠点であり九州・四国との往来に利便性が高かったことと、河邊塾が長年の実績を持つ優れた寺子屋として広く認知されていたことによるものであろう。通学生は堺在住の子供ぐらいで、他地域からはさくのように寄宿していたはずであるが、通学生と寄宿生の割合など詳細は不明である。

生徒の出身は僧・武士・商人・百姓と様々で、堺を代表する富商の一統である具足屋半兵衛・孫兵衛の子女も、挙って河邊塾で学んだという〔A…①〕。師家では、身分の高い生徒も心安い生徒も分け隔てなく、教師と生徒という上下の立場を明確にして厳しく指導しており、とくに女子は「人の下につくがならひ」という封建道徳に基づいて、一層の従順さを求めていた〔A…③〕。寺子の年齢も幼年から、さくのような年長者まで幅があり、集団生活を通じて社会性を育てるうえでも優れた教

育の場であった。

寄宿生は、塾生活のあらゆる面において、徹斎の妻と娘の世話をも受けていた。夫人は育ち盛りの子供たちの食事に気を遣い、服薬を管理し身嗜みを整えてやり、彼らの健康維持に日々努めている。折に触れて耳にする琴や三味線のおさらいにも、彼女らは積極的にアドバイスしていた。また、さくの在塾中に起こった伊賀上野地震のように(【A・⑥】)、災害時には生徒の身の安全を第一に守らなければならない。「人様の御子を御預り申候、中々おそろかに成申候事ハ出来不申候事二候」(【A・③】)という信念のもと、河邊塾では家族ぐるみで寺子一人一人を教導・養育していたことが窺われる。

(2) 教科と学習内容

河邊塾では寺子屋表に見える「読書・習字」以外にも、前述のごとく、少なくとも算盤・茶の湯・生け花・裁縫・琴・三味線を教えていた。乙竹は独自調査で得た寺子屋の学科を分類し、大阪府では習字・読書・算術の三科目を授けた寺子屋が最も多く、これを大阪市を中心とする関西流寺子屋の特色と位置付けている。河邊塾も無論その中に含まれる。

生徒たちは、午前中は稽古場に集まって手習いに集中し、午後からそれぞれ他の稽古に勤しんだ。読書については西谷家文書中に史料がないので、いつ、どのように行われていたかは不明である。さくは手習いで書状に取り組んでいた(【A・④】)。「男子ぶりの書状」を希望したので、師匠の徹斎が手本を書いたのであろう、出来上がった清書は、「早速我等筆つかひに御似つき」、なかなか器用だと評価している。さくのような、

すでに基礎的な手習いを終えている年長者には、本人の希望を取り入れて手本を用意していたらしい。入塾から三か月して母がさくに、手本通りでもよいから、父上に一度時候伺いの書状を出すように促している(【B・②】)、実用的な往来物の文章を中心に稽古していたのである。

算盤については基本的な加減乗除が教えられていて、初心者のおさくは九九の暗唱から始めている。当時は八算(割り算の九九)も広く用いられていた。また、商業帳簿の作成に最も必要な寄せ算を毎日稽古し、速さと正確さを身に付けていった。算盤の稽古は、九九の斉唱などは一斉で行い、その後は習熟度別のグループであったと思われる。

茶の湯・生け花は河邊家の人々が教授していたようである。茶の湯については一般的に割稽古から始めるが、「茶手前御手つき宜くみへ申候」(【A・④】)とあるように、所作・作法をきめ細かく指導していたらしい。茶の湯・生け花ともに、おそらく年長者を集めたグループで稽古していたようである。

裁縫は、徹斎の妻や娘が女子の寄宿生を対象に教えていたのであろう。小物手芸が中心で、袋物などを作りながら様々な縫い方を指導したと思われる。さくは師家で針と共に抜け毛少々を買ってもらっている(【E・①-4】)、針刺し(針が錆びないよう、滑りがよくなるように、油気のある人毛を中に詰めていた)も作っていたのではないだろうか。さらなる年長者には、たづの場合のように、着物の仕立てを教授していたであろう。

琴・三味線は主に寄宿生向けで、前述したように出入りの法師や瞽女

が指導していた。琴と三味線を別人が担当するのではなく、琴の師匠が併せて教えていたらしい。琴では寺子の技量が向上すると「組入」を許し、合奏によるグループ指導が行われたと思われる。徹斎はこれらの師匠について、「(こ)ぜ・法師の指南ハ、いと様く」と申て、ひっきやう御出入者の事二候へハ、中く御しかり申などハなく教へ申候事」と述べ【A・①】、教え方が手ぬるいと感じていた。彼らは遊芸の法師・瞽女という身分で、パートタイムの出入り師匠という立場上、寺子にさえ遠慮していたようである。

ただし、音曲の稽古については、嘉永六年六月二日に將軍徳川家慶が死去したため、中陰の間は「重き穩便中」として、子供の手遊びであっても楽器を奏でることが禁止された。河邊塾でも余儀なく、喪が明けらるまで楽器類を箱に入れて蔵に収納していた【A・④】。

(3) 生徒の親と師匠の關係

入塾当初の嘉永六年七月、さくがホームシックにかかり、それから立ち直った時期に、師家と西谷家の間で書状が頻繁にやり取りされている。今日残っているのは【A・①】～【A・④】で、月日が記載されていない【A・⑤】も、【A・④】の返信の可能性がある。この中でとくに注目すべきは、さくのホームシックを伝えた【A・①】で、全長三・五メートルを超える長い手紙である。入塾直後の寄宿生はとくに環境の変化や対人關係でストレスを受けやすく、周囲のきめ細かなサポートを必要とする。通常は数日経てば塾に順応できるようになるが、さくの場合は違った。河邊家ではさくの様子をつぶさに観察し、その変化に適切に対応しつつ、

それを親元に報告しているのである。

河邊家は今までの経験と実績の上に立って、寄宿生とその親には多様なタイプがあることをあいに説明し、さくへの対応に理解を求めた。どの親にとつても、子供が家を離れて寄宿するのは初めてのことであつて、あいのように、子供に里心がつく前に心を鬼にして早々と立ち去る親もいれば、子供と離れがたく何日も居座る心配性の親もいる。寺子たちが一斉に稽古しているのを見て満足して帰る者、逆に途中で寄宿を取り止める者もあり、塾生活がうまくいって喜ぶ親がいる一方で、不満を持つ親もいる。このような様々な親に対し、師家で最も留意しなければならぬのは、子供をめぐる親とのコミュニケーションであつた。

寄宿が嫌な生徒は色々と塾の不行届きを親に伝え、その子供の言い分を鵜呑みにする親は塾に不満を募らせて、「何事もゆきちがひ申候事も有之候」という事態になる。河邊家では積極的に親とコミュニケーションを図って考えや迷惑の行き違いを解消し、自らの教育方針を明らかにすることに務めた。

西谷家とは、琴・三味線の稽古を巡って行き違いがあつた。さくの入塾時には楽器を持たせ、盆後より師匠につかせるという約束であつた。しかも一家は音曲に造詣が深く、さくのおじは津山流の三味線をよくするなど、河邊家ではさくの稽古に大いに期待するところがあり、前もつて師匠を誰にするか思案していた。しかし予定に反し、さくがホームシックから立ち直って帰塾した折には、稽古は見合わせたいとの申し出があつたという。そこで、【A・③】の書状で取り止めの真意を問い直し、そのうえで「日々の事何事も此方へ御まかせ御もたれ下され、こちら合

の仕向・道理に御つきなくてハ、御せわ出来かたく候、御自分の御了簡どをり御ずい意出来候てハ、御仕込ミに成不申候「只々我等多年心得居候次第御教へ道びき申候事二候、さて御氣に叶ひ不申候時ハ是非に不及と、年来存じつめ居候事二候なり」と、強い調子で塾の教育方針に任せようように説いているのである。そこには教育者としての強い自負と責任感が窺われる。河邊家では「此事も此度御手もとへ申上候がはじめならず、男女ともに申入候事二候」と、各生徒とその親に対して同様に塾の方針を申し入れ、それを納得したうえで入塾を求めていたのである。

(4) 塾の経費

さくの寄宿にかかった費用は、史料【E】の算録書四通にまとめられている。ただ、これらの算録書は取替明細に記入漏れがあったり、金額の端数が抜けていたり、数字の誤記があったりで、少し難点があるが、全体の収支は把握することができる。

嘉永六〜七年の内では在塾日が合計一六九日、総費用は銀計算で三二四匁八分六厘である。これに対する西谷家の入金は、嘉永六年七月一日の入塾時に金二両、九月四日に一両、十一月一日に三歩二朱と二か月ごとに行われ、さらに翌七年五月九日の再入塾時に一両と、すべて金貨で支払われた。総額はそれぞれ時の相場の銀計算で三二五匁四分となり、五分四厘の過金となった。しかし、嘉永七年の算録書【E・②】の収支差し引きでは五分とだけ記されており、正確ではない。

右の数字から一日にかかる費用は平均一匁八分六厘三毛であり、このうち飯料は一匁二分に決められていた。ほぼ同時期、大坂の華房塾では

一日の飯料が三匁であったというから、河邊塾はその半値以下の設定である。堺より大坂の方が、はるかに生活費が高かったのであろうか、あるいは塾によって飯料にかなりの差があったのだろうか。

飯料以外の必要経費は、塾の立替え払いである。入塾時には束脩（入門時の礼物）が必要であり、乙竹の調査によると大阪府下では銭が最も多く、以下菓子・赤飯・魚の順となっていた³³。河邊塾の場合は菓子で、「五重まん重 数五百五十」であり、代金は二七匁五分であった。五重饅頭は名前からして五個一組で計一〇組、おそらく師家の人々と在塾の寺子全員に配ったものである。本来は寺子の親が用意して持参するのであろうが、河邊塾では地元の菓子屋に人数分を注文し、後で清算する方式にしていたようである。

必要経費は、手習いの文房具やその他稽古事の任用など実費計算が基本であるが、夏場の蚊帳については「蚊帳割合」として、受益者の人数割りで使用料を徴収していた。また、日々の飯料は定額であったが、照明用の油料は寄宿日数が異なっても各算録で二匁ずつ計上しており、異なる経費徴収方法が組み合わされていたことが分かる。ところで、嘉永七年の算録書【E・②】には「半季塾中諸費」五匁が加えられているが、前年の算録書には見えない。だが七月の算録書【E・①②】では取替明細を合計すると三五匁八厘となり、合計額の四四匁八厘とは九匁の算違いがある。明細の付け落ちと思われるが、この内に「半季塾中諸費」が含まれていた可能性が高い。一年を二期に分けて、下半期になる七月からの分をこの時に徴収していたのであろう。

また、算録書四通のうち三通に「花ぐし」「花かんざし」の購入が見え

るのも興味深い。造花あるいはつまみ細工の花が付いた櫛や簪のことだが、さく之母も入塾の三か月後に簪二つと共に花簪二つを送っており【B・②】、娘の髪の装飾に並々ならぬ配慮をしていたことが分かる。塾ではおそらく、季節に合わせた花を髪に飾るようにしていたのである。『守貞漫稿』によると、江戸の筆道・三絃の師家では門弟が男女共に揃いの花簪を刺して花見に出かけ、迷子の予防としたそうだが、上方でも寺子を連れて外出する際、揃いの髪飾りを目印にしていたのかもしれない。

嘉永七年の再入塾後、さくは琴・三味線の出入り師匠についたが、その費用は【E・②】に「おしう殿江入門」「おしう殿江暑中」「同人江中元謝儀」と見える。出入り師匠へは西谷家から直接支払いや付届けをするのではなく、河邊塾を通じて行っていた。中元謝儀に関しては銀四匁三分から金二朱に値上げされているが、銀計算の合計額から逆算すると銀七匁五分に相当し、金一両を銀六〇匁で計算していることになって、時の相場の六七匁よりかなり安い。謝儀を一方的に改定・請求することに気が引けたのか、謝儀の値上げ幅を圧縮する意図が窺われる。

ところで、さくが在塾した合計一六九日の内訳を見ると、嘉永六年七月の算録書【E・①-2】では一日、九月の【E・①-3】では四九日、盆と暮れの間である「中払」（一〇月末）の【E・①-4】も四九日、翌年七月一九日の【E・②】では六〇日となっている。この内嘉永六年中の在塾日は一〇九日で、ホームシックによる帰宅日を加えて七月一日から数えると一〇月二六日頃に至り、その間更に数日の帰宅を考慮すれば、一〇月末まで在塾していたことと辻褃が合う。ただ、同年発行

の算録書は、各在塾日数からして【E・①-4】以外は月末締めでなく、七月は一五日の盆前、九月は九日の重陽の節句前で切って計算しているようである。算録書の発行については、当時の商習慣とも関連付けて考察しなければならぬであろう。

四 退塾後の西谷さく

嘉永七年秋に退塾したさくは古市の実家に戻り、「御父上様二預り帳」という金銭出納簿を手始めに、家の帳簿類の処理にも携わるようになった。二年後の安政三年（一八五六）四月、さくは一五歳で結婚する。相手は堺の南、和泉国大鳥郡踞尾村の藤井格之介で、婿入りによって当主の「平」の字を貰い、西谷平三郎と改名した。だが、平三郎は養父平右衛門の病中に店の印鑑を偽造し、借金をして相場につき込むという不行跡を起こしたため、結婚生活は四年で破綻、安政七年（一八六〇）三月に離縁となった。しかも不幸は続くもので、その四か月後の万延元年七月には卒中を患っていた平右衛門が亡くなり、家の全責務が母娘三人にのしかかった。「さく日記」はこの間の事情を淡々と記している。西谷家にとつて苦難の時期だったが、【参考①】によると、幸いにも「式人の娘にて、月々月勘定、金銀車帳、年貢帳めん先安心」であった。寺子屋での手習いと算盤の成果が遺憾なく発揮されたのである。その一方で、「あまり式人の娘しこみつよく故、せけんにてハやうしがそだつまいとの噂」を立てられたという。一流の教育を受けたしつかり者の娘が相手では、婿養子の方が気後れするのであるか、家の相続がうまくいかないこと

があるようだ。文久二年（一八六二）三月、さくは河内国交野郡打上村の井上専之助（千之介）と再婚するものの、祝言わずか三日目にして二人目の婿も相続には向かないと感じ取ったのである。

さて、河邊塾を離れて以降、旧師とさくの関係はどうであったのか。

一般に、師家と生徒との関係は、退塾した後も続く場合が多い。乙竹の寺子屋調査では、大阪府下は寺子屋の生存競争が激しいため比較的優良な師匠が多く、彼らは寺子とその親の双方に尊敬されていたこと、寺子が退学後に旧師を訪問し、その折に処世上の指導等を受けたケースが多々あることを報告している。

さくの場合も退塾後、河邊家とは折に触れて書状をやり取りし、使いの者を送って贈り物を届けていた。退塾直後に起こった安政東海・南海地震では、早速使者を遣わし見舞っていたことが、【D・①】の河邊夫人の礼状から分かる。【D・④】は内容が他と異なり、河邊氏が何かの品を西谷家に持参したい、という内容である。あるいは西谷家からの借用物があったのかもしれない。宛先は「西谷御こもし様」になっているが、この文字言葉は「後室」もしくは「こいと」のことと考えられる。前者とすると、母へい（あい改名）に該当し、しかも後室は後家と同義語なので、夫平右衛門が亡くなった万延元年以降の書状となる。後者とする「こいと」は「いと」の妹なので、たづのことになる。河邊塾とたづは直接関係がないため、おそらく前者であろうが、詳細は不明ながら恩師夫人がわざわざ西谷家への訪問を意図する様子から、両家の親密さを窺うことができる。

だが、このような旧師と生徒との良好な関係は、長く続くことはなか

った。文久元年に河邊徹齋が死去し、その翌年六月二三日、師を追うようにさくが麻疹であっけなく亡くなったからである。再婚してわずか三月、二〇年の生涯であった。

おわりに

近世寺子屋に関する調査・研究は、文部省編『日本教育史資料』に始まるが、残念なことに調査を請けた府県によって報告内容の精粗が顕著で未進達もあり、誤植も多い。その不備を補うべく、大正四～六年に改めて詳細な調査用紙による全国調査を行ったのが乙竹岩造である。彼は統計学的な研究から「庶民教育の隆盛期が文化・文政から慶応に至る期間であり、殊に天保元年から慶応元年に至る三十有五個年間こそ、全国的に眺めて、質に於ても量に於ても、寺子屋の黄金時代であった」と結論付けており、河邊塾はまさにその黄金時代を築いた寺子屋の一つであった。

乙竹が調査した時代は、まだかつての寺子屋師匠や寺子の内で生存者がおり、彼らの協力が得られたが、文献資料に関しては満足とは言いがたく、「今日に残ってある寺子屋の所蔵文献は、概ね若干の手本類と席書・書初等の成績物と、及び祝儀その他納入の覚帳等である。（中略）然し師匠の研究や意見に関する記録類の殆ど絶無であることを遺憾とするのである」という状態であった。

とくに師匠が生徒の親や退塾後の生徒に宛てた書状類は、控えを取らない限り師家には残らない。そのような状況にあつて西谷家文書中の河

邊塾関係史料は、師匠である徹斎の生の声を聴くことができ、この上なく貴重である。それによって塾の経営者・教育者としての信念、教育方針、一人の生徒への手厚い対応などが明らかに、徹斎自身の人となりが浮かび上がったのである。今日、近世庶民教育の研究は、統計的・総合的な考察から、地域や個別の事例分析・比較研究へと広がりを見せる。その中で当史料は、新たな視点を提示するものとして注目されるであろう。

注

- ① 羽曳野市史編纂委員会編『羽曳野市史 第五卷 史料編3』（羽曳野市、一九八三年）の付録に全文掲載。日記の分析については、藪田貫「女性と地域社会——河内古市郡古市村『西谷さく日記』を素材に——」藪田ほか編『近世地域史フォーラム2 地域史の視点』吉川弘文館、二〇〇六年。
- ② 藪田貫「近世女性の軌跡（二）——西谷家の母娘——」『関西大学文学論集』四六一三、関西大学文学会、一九九六年。
- ③ 森銑三・中島理寿編『近世人名録集成 第二巻』勉誠社、一九七六年所収。
- ④ 文部省編『日本教育史資料 八』（復刻版）臨川書店、一九七〇年、二二〇頁。
- ⑤ 乙竹岩造『日本庶民教育史 下巻』目黒書店、一九二九年、三一七～一八頁。
- ⑥ 同右、二八九頁。
- ⑦ 藪田貫『男と女の近世史』青木書店、一九九八年、一四二～四五頁。

⑧ 同右、一三四～三五頁。

⑨ 西谷へい「御きとうのぜんく／＼年よりさわり事控」では、せいのことを「むしろ引」と記している（藪田貫「近世女性の軌跡（三）——西谷家の母娘——」『関西大学文学論集』四七一、関西大学文学会、一九九七年、一四頁）。これは「むしろ敷」のことで、「ござ敷」とも言い、「闇の伽を主とし、下女の役も兼ねた奉公女。多く隠居の老人に仕え、後妻に直った者もあつたので、後妻・妾の意にも用いられた」（『岩波古語辞典』）。同史料によれば、せいは年に三両の給金に絹の着物を三枚ずつ取り、大酒飲みで高給の下女を使い、隠居といいながら立派な暮らしをしていたという。せいはあいの三歳年上であり、ほぼ同年代である。以上二つの史料から、せいに対するあいの複雑な感情を窺い知ることができる。

⑩ 前掲、乙竹『日本庶民教育史 下巻』二九四頁。

⑪ 羽曳野市史編纂委員会編『羽曳野市史 第二巻 本文編2』羽曳野市、一九九八年、第五章第四節1。

⑫ さくが京都に出張している父平右衛門に宛てた書状（一六日付）に「十五日八ツ時ニ、てらやふこいとやん御状もち帰り…」とあり、妹が父に出す書状を寺屋で書いて持って帰ったことが窺われる（西谷家文書七-A-三二一-三三）。このことから、たづが寺屋の森田嘉兵衛塾に通っていたことは明らかである。

⑬ 前掲、『日本教育史資料 八』二四二頁。

⑭ 西谷家文書三-四五-八。手本は梅の花をテーマに、漢字の行書が書かれた一紙と仮名書の一紙を継ぐ。漢字は和漢朗詠集より橘止通の詩句「浅紅鮮娟、仙方之雪魄色、濃香芬郁、妓爐之煙讓薫」、仮名は古今集より紀友則の和歌「君ならてたれにかみせむむめのはないろをも香をもしる人そしる」。同じ筆跡で同日に書かれたたづの手本もあるので、当時は二人一

緒に手習いに通っていたのであろう。

- ⑮ 西谷家文書四一五四―三三四。元三大師みくじ四十三番(吉)の包紙に「さかいへきしくに参り候時、天神様にて伺にし谷さく十二才 六月十九日」とある。

- ⑯ 藪田貫「商家と女性・河内在方商家西谷家を例に」藪田ほか編『〈江戸〉の人と身分4 身分のなかの女性』吉川弘文館、二〇一〇年、二〇頁。

- ⑰ 筆者は約三〇年前に地元の古老からしばしばこの言葉を聞かされた。明和九年(一七七二)一月に幕府代官角倉与一に提出された「河内国古市郡古市村様子明細帳」の表紙にも、「大坂へ五里、…堺湊へ三里、右湊へ大坂迄式里」とある(前掲、『羽曳野市史 第五卷 史料編3』一五九頁)。

- ⑱ 【B・⑦】で母がさくに手紙を託すよう指示しているので、飛脚問屋と思われる。嘉永元年に死去した徳左衛門の葬儀に銀三匁の香典を贈るなど、西谷家と懇意の間柄であった。

- ⑲ 西谷家文書中には、「具足屋内」のまつ・たみという二名の女性から来た書状がある。両人とも元は西谷家に奉公をしていた可能性があり、どちらかがうばであったと思われる。

- ⑳ 当時の大坂市中の気温を示すものとして、緒方洪庵の日記「癸丑年中日次之記」七月四日条に「二日より今日迄暑気尤も甚し、毎日午後九十六度に升る」とある(緒方富雄『緒方洪庵伝』第二版増補版、岩波書店、一九七七年、三三三頁)。当時、洪庵の適塾に備えられていた寒暖計では華氏九六度、すなわち摂氏三五・五度の猛暑日が三日続いていた。堺でも同様の暑さであったろう。

- ㉑ 西谷家文書五一二。表紙に「にし谷さく女 拾式才書」との記載がある。
- ㉒ 母あいは京都滞在中の平右衛門に宛てた書状(三月一四日付)で、「娘式人トもせい人致居候ゆへ、少し八間二もあいます、河邊へ遣し候つもりニ

候へとも、さびしく、父上のたより聞やうに内にいたいと申ますゆへ、先見合おり候」と報告している(西谷家文書七一A―三二一三〇)。

- ㉓ 前掲⑫、さくより父宛の書状。

- ㉔ 前掲、乙竹『日本庶民教育史 下巻』二九九頁。

- ㉕ 前掲、藪田「商家と女性——河内在方商家西谷家を例に——」一九・二三頁。

- ㉖ 西谷家の旧家屋には奥庭に面して水屋を備えた小間の茶の間があり(前掲、藪田「男と女の近世史」一四七頁の西谷家平面図)、同家の人々が普段から茶の湯に親しんでいたことが窺われる。また、古市の北町にある西琳寺からは度々茶会の誘いがあった(西谷家文書七一A―一〇九・三四)。

- ㉗ 前掲、藪田「近世女性の軌跡(二)——西谷家の母娘——」所収、母・娘の往復書簡参照。

- ㉘ たづも華房師匠に琴・三味線を習い(同右、母・娘の往復書簡)、古市近隣の在郷町富田林の酒造家、仲村徳兵衛家の息子たちは、中村三右衛門という師匠について手習いと謡を学んでいる(奥田尚ほか『関西の文化と歴史』松籟社、一九八七年、第四部第四章「山中浩之担当」二二二―二三三頁)。また、仲村家のとく・慶姉妹も華房塾に入り、琴を習っていた。

- ㉙ 大田南畝「所以者何」(『日本都市生活史料集成 一』学習研究社、一九七七年)に、大坂の流行として、「上下なく小娘に琴・三味ならせ申候。京都にてハ下賤の者の娘はかり習ハせ申候。商人ハとんと習ハせ不申候。舞妓にいたし候ものはかりは、町中にて習ハせ申候。大坂ハ三線の時花候事、甚たしく候」とある。

- ㉚ 前掲、乙竹『日本庶民教育史 下巻』二九七頁。

- ㉛ 前掲⑳、奥田尚ほか『関西の文化と歴史』二二三頁に掲載された仲村家ののぶ・とく姉妹の入門稽古関係表によると、共に琴の「組入免許」を受

けている。のぶは琴入門の翌年に取得しており、最も初歩的な段階の免許であったようだ。

史料翻刻

③2 山中浩之「江戸期女子の寺子屋寄宿費」『資料館だより』六〇、大谷女子大学資料館、一九九四年。

③3 前掲、乙竹『日本庶民教育史 下巻』三一〇頁。

③4 室松岩雄編『類聚近世風俗史 原名守貞漫稿 上巻』名著刊行会、一九七九年、三七三頁。

③5 前掲、藪田「近世女性の軌跡(二)——西谷家の母娘——」所収。

③6 前掲、乙竹『日本庶民教育史 下巻』三〇九―一〇頁。

③7 前掲、乙竹『日本庶民教育史 中巻』六六七頁。

③8 前掲、乙竹『日本庶民教育史 中巻』四四八頁。

* 文章は追い込み表記にし、読みやすくするため適宜読点(、)と中黒(・)を施した。ただ、母あいの書状には、文節の切れ目などにもともと句点(。)が付けたものがある。これらの句点は読点に替えることなく、そのまま表記した。

* 理解を助けるため、右傍に()で正しい表記や該当する漢字、参考のための注記を加えた。タイトルの下の「」は西谷家文書の整理番号である。
* タイトル左に文書の形態・料紙・縦横の寸法を記した。

【A】 河邊塾・西谷家間の書状

【A・①】 河邊徹齋内↓西谷内 (嘉永六年) 七月五日

〔七―B―一―一〕

* 切継・無地、封紙欠、一七・三×三五九・五センチ

(端裏書、別筆)

「うし七月五日

りふく」

わさどくして申上候、時しとて残暑三相成候へとも、ひときははけしく(悪)
「(虫損)」しのきかね存まいらせ候、いよく御息もしに御入らせ候とおし
はかり、御めてたく存上候、さて申上候も思しめしざわりとハ存じ候へ
とも、やむことを得ず申上候、あしからず御聞とり遊し下されたく候、
御息女様此間此方へ御とめ置、あなた様すみやかに御引とり遊し候御事、

御女儀に御似あひなく御けなけなる御事と感しまいらせ候時に、御里こ、ろつよく御みえなされ候、これも今迄親御様の御手を御はなれつけなき事、無理ならず存まいらせ候、此間も申上候、是迄諸方より御預り申候わこ・いとともいろくが御座候て、甚以心配のつよきはながくと此方に御出にて、家内一同ずらりとをだやかに御稽古出来申候て、機嫌よく御引取と、中おれと、さまく有之事二候、此方二八年来いろくに手なれ居候事二候へとも、其御家ことには御はじめにて、殊之外に御悦びと、ふそくうけ申候と、これまたいろく当りつけ居候事に候、此間あなた様御引取後も案じ候へとも、一向なみだけもなく、先ハ御居つき宜しと家内申居候て、其夜ハすゞみへ御同道申かたくいたし居候、しかるに翌日（和泉御清兵衛）いつ清へたびく人遣しくれと御申なり、具半（具足屋孫兵衛）うばどのよび二遣しくれとたびく御申、時二具半ハ当時めん居なされ候主人、御わかき時分我等門人にて、また当主半兵衛殿も幼年分此方へ御出、當時おも屋・めん居とも、男女子達かたみなく日々御出、宿めん町具孫（具足屋孫兵衛）、其外中はま六間筋とも、家門不残我等門人二候へハ、其奉公人たびくよび二遣し候とも、さしつかへ、おもわく不宜、両度ハかりハよび二遣し、いとも御あひ被成候へとも、其あとハ勝手（具足屋孫兵衛）の者程よく申つくるひ居候事二候が、昨日分ハ具半うばよび二遣し、送りもらひたくと御申候二も、具半うばハ御宅二つとめられ候時ハ御内の女中なれとも、只今ハ具半の奉公人二候へハ、さやうの事御出来不申、また八朔二御迎ひ参り候よし御申ゆへ、夫迄御しんぼうなされ候へハ、八朔に御かへりの時二御両親様ハもちろん、御下の衆迄も御ほめ申候事、夫迄二御かへりなされ候へハ、ミなく御しんぼうないとわらひ申、御と、様・御か、様御し

かり被成候と、さまく申入、とふ歎昨日ハ八朔迄の所、御とくしん出来候やう二相みえ、まづは安心いたし居候へとも、一昨日分妻親類ども方へ罷こし候而、昨夜かへり申候、はや今朝妻手もとへ御出にて、只今分御申遣し、明朝夜の内分下女二着てかへる（音物）べと帯しめもち、はやふむかひ二くるやうに申遣しくれと御申二候、此中分御す、め申候へとも、三度の御膳も一わんばかり御上り、此日ながあつさに、夫でハ不宜とだんく御す、め申候、昨日あたり分式わんばかり御上りのやう二ハ成まいらせ候へとも、是も一向御みうけ申て、居にくいと家内申居候、朝分けいこ場へ御出まし御手ならひ、昼後分まだ何の稽古もはしめ不申、御琴・御さみ（三味線）、是迄御居つきの息女さらへられ候故、一所に御さらへと申入、よふく琴うた一ツ、さみ一曲位ひにて仕舞ひ、御座を御立なされ候、今少しとも、娘も申上かね候、一昨日娘と琴つれ引きいたし候へハ、あなたとハあひませぬ、べつに御ひきなされと御申にて、御やめなされ候仕合、是では御さらへ申上候事も出来かたくと案じ居候事二候なり、此間も御はなしの中に取まじへ申上候近頃迄預り申候息女、はじめハ一向二あさくとみへ申候故、御琴・御さみとも我等耳二入次第二、今少そこハしづめて御ひき御うたひなされなど申入、あひの手なども、そこハあといふまをまちて御ひき、と申入なといたし候へハ、大立腹二てなみだ二成申候よし、家内・むすめへも其奇事いふなど、とめ申候仕合、また我等指南向ハ、遠方分僧もさむらひも商人も百姓家も有之候事故、中く手ぬるひ事にてハゆき不申、きびしく申入、教へ申候へとも、ごぜ・法師の指南ハ、いと様くと申て、ひっきやう御出入者の事二候へハ、中く御しかり申などハなく教へ申候事二候に、右の息女ハ、ご

ぜが、あなたハ琴にならぬの、さみにならぬと申候程、はやびきの間の
わるい事ニ、我等はしめ家内頓と申入候へハなみだニ成申候仕合、長々
大ニ心配いたし、妻がいろ／＼とすかし申聞、組入の後ハ大分間が宜く
成申候事ニ候、此度ハ、此間御はなしニハ、おぢ御様津山風の御たれ
ん、さすれハ此道の事ハ委しく御案内、我等はしめ家内申上候へハ、よ
く／＼御出来ニ相成候て、御母御様にも御よろこびニ有之べくと相楽ミ
居候事ニ候、先の息女ハ、御両親とも此道の事ハ頓と御不案内ニ候なり、
夫故はやびきニ手がまわり候へハ、うちのいとハよふひくと御悦びニて、
事すみ申候なり、しかる処、御さらへもなく、たゞ／＼にたい／＼と
のミ、おほしめしニてハ御稽古も御出来かね、また此あつさハ、御ぜん
もはか／＼めしあがらず候てハ、自然御当病ニも出候ては申わけなくと、
家内打よりいろ／＼と申居候て、無拠今日人上ケ申候事ニ候、御本人御
望ミのごとくにハ、明朝御早く御むかひ被遣、一ト先御引取、とくと御
得心御出来のうへ、御入こみニ成申候やうニ遊したく存候、いまだ法師
にもござにもかけ不申、益後令と此間御約束申上候、八朔御むかひニ候
へハ、はや益後ニハ法師歎ごぜ歎ニ頼上申候、何のけいこにもせよ、入
門と申せば其ほど／＼の御しうき(祝儀)、銀寿歎金寿さし出さねハならぬ事、
万一此方ニ御居つきならず候へハ、無用の物入ニ相成申候事也、かた／＼
今日わざ／＼人さし上候事ニ候、御むかひ取のうへ、御本人思しめし御
聞取、御勸弁遊ししかるべく存じ候、是迄出来の宜きハ、其御家ごと
に大きニ御悦びニ相成、此方にもうれしく存候也、また、此方ニ御居に
くいとのおもわく有之候子達ハ、さま／＼此方のゆきたらずを親御へ御申
入ニて、其御子の御申立に御なづみの御家ハ、さてハと御不足ニ思しめ

しニて、何事もゆきちがひ申候事も有之候事ニ候、前文ニも申上候、此
方ニ八年来遠方ハ九州・四国、ちかくハ此撰河泉の間、年のゆきしも幼
年もあたり付居申候、はしめ御居付にくいも、数日骨折申候へハ、後ニ
ハ至極よろしく御稽古事も十分出来申候て、御引取ニ相成申候事故、ど
ふぞして八朔迄御す、め申、御むかひ取ニ相成、さて其中ニハ御氣もし
づまり、品よくかやしの事不申入、御居つきニ相成申候やうと存候て、
骨折御すかし申入候へとも、此三日の中飛脚を御待、下女を御待、送ら
せもらひ度御申つ、けニ候へハ、まことにやむことをゑじとの今日のつ
かひニ候へハ、此だんあしからず御聞ずみ遊し可被下候、尤此書面御主
人様へも御覧ニ御入、御本人様よく／＼御得心のうへ、虫相御送らせ
ニ相成申候やうにと、くれ／＼もそんし上まいらせ候事ニ候、かしく

文月五日

河邊徹斎

内

たね屋

御うもし様

【A..②】西谷あい↓河邊内（嘉永六年）七月八日（七一A一三〇一）

*切継・上下平行に波形文（青）、封紙欠、一六・六×六三・二センチ
一寸御礼方／＼申上まいらせ候、残暑はけしくおわし候へ共、いよ／＼
御さハられもなふ、御機嫌ほと御めて度存上候、左様候へハ、此間中は
色々娘事御心配下され、下り候節もやうこそ／＼髪までも結て御やり下
され、有難帰り候うへ、ミな／＼様の御事、委しく御やう子咄致候て、
さく大悦びいたしおり、左様におもひ候御事ニ、なぜ帰り度と申たと尋

候らへハ、何分く父・かもし・妹二めもふしも致度、髪を案事まし、おまもたべにくう、夜分もふせりかたく、かなしいてくと申おり候て、しかり申聞候らへハ、もはやこれにて正月までも帰り度事御座なく、はやく河邊様へ帰り度申おり候間、来十日早朝にて遣し候ま、よろしく御ねかい申上候、乍恐御主人様方始、御りやう人様方へ、よろしく御つたへまし候、一しほ御ねかい申上候、まづは御ねかい方く御申上、めて度、かしく

文月八日

にし谷
愛合

河邊御うもし様

〔A③〕河邊 ↓ 西谷あい (嘉永六年) 七月八日 (7月11日)

* 切継・無地、〔A②〕と同じ料紙の小切を端に貼付、一六・六×二三六・五センチ

(貼紙へ別筆追記)

「うし七月八日

りふく」

.....

(略封上書)

「種屋

御内室様

さかひ

河邊

御返事

」

御せうそこ(消息)忝拝見いたし候、御教へのこと、残るあつさまに堪かね候へとも、益御機嫌宜く御入らせ候て、いく程歎御めてたくそんし上候、左

候へハ御いと子にも、此中ハ御髪の事も御心か、り、御内の御顔も御あひなされ度、夜分も只ねくるしき御事、はしめの内は殿方にもそのとをりの御事二候、此程御日数立申候へハ、御居馴に相成申候事二候、其事はかねて申上候、此方さまく手に手なれ居候事故、いろく御なため申入居候へとも、頼と御申つ、け故、やむことなく一と先御むかひ取二相成申候御事二候、篤と御申入有之、今ハ御得心なり申候よしにて、明後十日ニ此方へ御帰りに相成申候旨被仰聞、於此方ハ承知罷在候、御心待可申上候なり、しかるに、御ならひ事、手習・そろはん・生花・茶手前、右御指南可申入との御事、琴ハ御見合との御事、はしめ其事を御申入、且ハ御琴・御三味も御もたせにて、猶又其道の事、御くはしき御はなしなど有之故、ごぜ・法師の内たれに可致哉など、いろく心配もいたし居候事二候に、俄二御やめに成申事、いぶかしく存候也、何故之御事、御遠慮なく御申聞かせ被置申候、此方みなくの心得に成申候、此間何がなく存、娘とも御引合せ申候処、思しめしに叶ひ不申より右等の事と察し候、尔時こ、に一ツ御届ケ申置候、御琴も御さみも大分うた数御上ケ有之候、また両御道具も御もたせ候へハ、御さらへも遊し候事二可有之、また御さらへなくてハ、折角御ならひの物御忘れ二相成申候、此方も御預り申うへハ、やどもと娘仕入申候同前二、それなふくと、日々心付申上候事也、其御さらへに心付申候事有之候ても、なにとも得申入かたく、たゞ其まゝに聞ながしニ致し置候ハねばならぬまわり也、堺へゆく迄ハ相応にひけたが、堺へいてから琴・さみともあしく、忘れかちに成申候と、その御恨みうけ申さず候やういたし度、はしめ御とけ申置候、何分にも此方ハ、御身がらの御人も、専ら心安き御人も、是

迄いろく有之候、たとへ御身分たりとも、御預り申うへハ、我等師範
二候へハ、頓ととんじやくなく下にみて御指南不申バ、此道字ひかた
候也、まして女子ハ、人の下につくがならひの事なれハ、猶更の事二候、
我等ハ男子の事、殊ニ近來おひく老衰ニも及び申候、いとかたハ、妻
はしめ娘とも御せわ申上候事二候へハ、日々之事何事も此方へ御まかせ
御もたれ下され、こちら分の仕向・道理に御つきなくてハ、御せわ出来
かたく候、御自分の御了簡^(簡)どをり御ずい意出来候てハ、御仕込ミに成不
申候、此処をとくくと御本人へ御得心御させ遊はされ度、此事も此度
御手もとへ申上候がはじめならず、男女ともに申入候事二候、御本人御
生れつきのみならず、親御様がたの御心々もさまくに候て、其辺にむ
かふ様の思しめしに相叶ひしやう二御つき合ハ得不申上候、只々我等多
年心得居候次第御教へ道びき申候事二候、さて御氣に叶ひ不申候時ハ是
非に不及と、年來存じつめ居候事二候なり、此処くれくも御主人様二
も被仰入、御本人ハ猶さらに、とくと御得心御出来なされ候やう御申入
下され度候、人様の御子を御預り申候、中くおろそかに成申候事ハ出
來不申候事二候、くれくも此処御安心遊し下され度候なり、早々

かしく

文月八日

【A::④】河邊徹斎 ↓ 西谷あい (嘉永六年) 七月二八日

〔七―B―一―一―三〕

*封筒：花枝の図柄(多色)、一八・八×五・三センチ
*本紙：切継・無地、一七・二×二二・二センチ

(封筒表書)

「たね屋御内室様

河邊徹斎」

(封筒裏、別筆)

「うし七月廿八日

あん心文

」

あさゆふは秋の色めにみへまいらせ候へとも、露のひるまの光り、いと
くるしき暑さ猶さやかたたく覚まいらせ候、いよく御息もしに為御入の
よし承候て、御めてたく有かたくそんし候、さて候に御令愛様御事も其
後は頓とく御居つき遊し候よしにて、日夜ともまめく敷御けいこと
も、また御はなしなども被成候て、御心をきなくおはしまし候へハ、御
安心遊し下され度存候、はしめの程いろくと御氣もつかひ候、我等宅
のミならず、此堺の土地御はしめのよし仰せられ候、親御様の御手もと
御はなれはじめ、中く御尤の御事と、我等御おしへ申時の膝もとにて
申居候事二候、只今ハ頓と帰りたき事もなしと被仰候事にて、いと^(とても)
可愛らしくとらしくそんし候御事二候、御双親様かた^(と)無く御寢覚にも御心か
り、御案じ遊し候と存候事二候へハ、此事申上度、先日の御使の時も我
等他出中にて得申上ず候、先ハ右のもよう申上候へハ、御安心遊し下さ
れたく存し候、先日も家内ども江いろくと御患ミ、いつれもかたしけ
なく存まいらせ候、けふしハ御菓子御患ミ忝存まいらせ候、御手習ひ、
男子ぶりの書状御望ミにて候ま、御清書も御出来の時ニ、早速我等筆
つかひに御似つき候て、御きよう筆と覚へまいらせ候事二候、茶手前御
手つき宜くみへまいらせ候、花もはしめ候なり、そろばんハ頓と御手が

つきなきよし仰せ候ゆへ、九々の声分御おしへ申候て、よせ算日々に申上居候、是も御のみ込ミ早くみへまいらせ候、此辺先ハ一安心申候、我等も御教へ申候に、御入りの遅きハ一入六ヶ敷心配いたし候事二候、先ハ是なれハ宜くと、喜び申候事二候なり、御琴・御さみとも蔵へ直し置候やうと、日外仰せこされ候へとも、此方分、折角御覚遊し候を御忘れに成候ても、御うらみうけ不申やうとハ、後日の念のため申上置候へとも、同じくハ左様になり不申やうと存じわづらひ居候処、御きらひなき事と相みえ、日々に御さらへなされ候、夫ソ宜き事と申居候、よくく御うたひ被成候て、我等かげ分もり聞候て存候事二候、しかるニ此度長の御停止、是非もなき事、宿もと小兒とも手遊ひニならし候ても不宜と御停止候、早々道具ミなく箱へ入、蔵へ入申候事二候、其中ひらき候て、御さらへさせ可申存候事二候、先御右、御左右申上候迄二候、早々、めてたく、かしく

御す、ぎ物、御包二入まいらせ候
 けふも御使ひニ御里心ていもなく候、くれくも此だん御安心遊し被申候なり、かしく
 文月末の八日
 徹 斎

種屋
 御令室様

【A..⑤】西谷内 ↓ 河邊台所 (年月日不詳) (七一A一三〇一五)

* 切紙・無地、一七・五×一七・二センチ

口上
 ますく御機嫌様ほと御めて度存候、御主人様分此もしは御文下され、有かたく存上、さく事も御蔭様にて甚きさんしに相成まし候、此間ももたせ遣し候くすりまでもかへし候、とふそく丸薬かねくたへやう、仰付下されまし候、何かよろしく御ねかい申上候

河邊様
 御台所

たねや内

【A..⑥】河邊徹斎 ↓ 西谷 (嘉永七年) 六月二日 (七一B一―一三)

* 封筒・松の図柄(茶)で縁取り、一八・〇×四・七センチ
 * 本紙・切紙・無地、一六・五×五六・五センチ

(封筒表書)
 「たね屋様
 河邊」
 (封筒裏、別筆)
 「寅七朔
 」

過日ハ御見舞御手札被下、御懇情辱奉存候、此般ハ我等余程老年ニ及居候へとも、当境近辺ニ不覚候地震、誠ニ何方も驚強く、中ニは急発病夫も出来申候程之事ニ候よし、猶御宅中無御別条為御入之よしハ、御めてたく存上候也、当方も先ハ無難相凌申候、おさく様にも御安泰ニ御入候へハ、御安心被遊度奉存候、今日ハ見事桃子沢山御恵投、毎々忝存候、昨今先静まり申候体ニ被存候、何卒此辺にて相罷候ハ、大慶可存候事ニ候、恐々

六月念一日

徹斎

西谷御氏様

【A::⑦】河邊徹斎 ↓ 西谷あい (嘉永七年 七月三日) (七-B-1-14)

*封紙：無地、三三・八×二四・四センチ

*本紙：切継・格子に鶯宿梅の影絵柄(薄墨)、一五・六×一四二・三センチ

(封紙上書)

「河州古市村

さかい

種平様行

河邊内々

無事 大急用書

「七月二日発

(三の誤りと)

さかい浜 いせ殿便」

こま／＼との御ふみ御けん^(見)の心地に繰返し拝見いたし候、仰のことに、
時候のあつさ一入凌かたく覚へまいらせ候、御そろはせまず／＼御安泰
ニ御入らせのよし承り候て、御めてたく存上候事ニ候、次にこなた事、
ミなく／＼かはりなふくれ候^(巻)、就中作子の君、いさゝかの御さはりもなふ、
日々御稽古を遊し候て、御縁も行あひ申候事と、一同うれしく存居候事
ニ候、先日の大変事、世間一同の御事、おひ／＼他国のはなし承り伝へ
候へハ、こなた辺ハ中／＼をたやかなる御事ニて無難ニ凌ぎ、難有そん
じ可申事とハ申居候へとも、中／＼日夜の心つかひ御察し可被下候事ニ
候、定めし御手もとニても、いと事御心かゝりと存候、過日有まし御
安心のため申上候事ニ候也、御処辺ハいかゝ、さかひハ今におり／＼い

さ、かつ、ゆり申也、心ゆるみ相成かたく存し候事ニ候、しかし最早は
しめのやうなる事ハ有ましと人々の噂に、少しハ安堵いたし居まいらせ
候也、けふしハ七夕御しうき^(祝儀)として金巻封、また素めん沢山御恵ミ、外
ニ御品料金巻封御心入られ候御事、家内一同御うれしく存候事ニ候、ま
たうつくしきゑり地・京扇等御取そろへ、さて／＼こま／＼と御心添御
氣之毒様と申居候、御礼筆にも尽しかたく、ミなく／＼わたくし宜く申
上置くれ候やうにと申出居候、はたまた来五日に御迎ひと被仰越候^(目⑤の書状)、此
事ハ昨日いつ清殿へ向、いと子々御状出申候、今日御使と行違ひ申事と
存候、琴の指南人来十日迄けい古ニ参り候よし、夫ゆへ十日ニ御迎人御
遣し被下たくと、きのふ御申上のよしニ候、今日ハふみの事いと、申候
へハ、どふぞ十日ニ、あさすゝしきうちニ帰りたく、其御手づもりに御
人御さしむけ遊し下され候やう、御返事に申上置くれと仰られ候、只今
ハならひかけの物が其頃迄ニハあがり申候よし、此段左様思しめし取遊
し進せられ下されたく候、先は御返事迄、猶々日々にあつさいやまし候
ハ、折角御厭ひ遊し候やうにと念しまいらせ候、また／＼益後ハ廿一
日より例ニて、けい古はしめまいらせ候、其頃分はやく御送らせ遊し
下されたく、くれ／＼も御待申上居候事ニ候

めてたく、かしく

文月はしめの三日

河邊主人

にし谷

御令室様

まいる也

【A::⑧】河邊内 ↓ 西谷 (嘉永七年) 閏七月二八日 [七一A一三〇一八]

*切紙・薄茶無地、一五・八×二〇・〇センチ

覚

- 一、夜具沓畳被遣、礎二御預置申候
- 一、べにとび帯 一、紅まるじばん
- 一、南部ち、み単物 一、ち、み単物
- 一、ほそ帯 一、そうり

メ六点、御受取可被下候

おさく様尔今しるし不被成候よし、御大事ニ御加養、御早く御快復被成候まし、待人候、かしく

閏廿八日

たね屋様

河邊内

【A::⑨】河邊より送付の濡れ物入り袋 (年不詳) 七月二日

[七一B一〇]

*「南半町大道鶴谷保敬製」の「御菓子」袋を利用、三一・二×一八・五センチ

(袋表書)

左海湯屋山之口
河邊 〆

河州古市村
種平様行

ぬれ物御用心

算先払

七月十二日
井上様迄出也

(袋裏、さく筆)

西谷さく

嘉永六年丑七月朔日

河辺きしく二行 左海〆之書状入

【B】塾中のさくと母あい・妹たつとの間の書状

【B::①】あい ↓ さく (嘉永六年) 七月三日 [七一A一三〇一〇]

*切紙・上下平行に波形文(薄墨と臙脂)、一七・〇×六三・五センチ

一昨(七月一日)もしは御入門めて度いたし、御嬉しく存、かならず帰り度とハ

申越ましく候、ミなくわらい申候間、何事も御うもし様へつ、まづし

て御伺申上候て、ほしい品御座候らへハ申越なされ候、三月廿一日大

坂にて心配致候事、もしや其御地にて御座候らへハ、御遠慮なふ私に

申候やうニ存候て、御うもし様へ乍恐申上なざるやうがよろしく候、り

くへも申付置候、東寺とみへ様事、おまいの事、誠にうら山敷御申

二御座候間、大切ニおもひ候て、御てならい・御茶・御花・そろはん、

ミなく御けいかうなされ、古市事は少しも思わぬやうニ、帰り度と存

候らへハ、一寸も飛脚も遣し不申候間、左様ニ思召めし、わすれ無や

う、田鶴事も外方へは遊びニ参り不申、ねさまはかしこい、私もいか

か、みつ合あしく、しはらく私の御つかいなされ候

七夕三日

河邊様ニテ
おさくとの

にし谷
は、か

神無七日

おさくとの

は、か

【B::②】 あい ↓ さく (嘉永六年) 一〇月七日 [七-C-九一]

*折紙・無地、二六・八×二九・八センチ

- 一、たひ きぬひも 一
- 一、同 つね 二
- 一、かんさし 二
- 一、花かんさし 二
- 一、ひんつけ 一
- 一、まへたり(前垂) 一
- 一、ひも 二しな

よろしく様

おせていた、き御ぬいなされ、銀かんさしも、おまいの御けいかうのよく出来次第ニテ調て遣し候

父上様ニ時かう御伺の書状一と御越なされ、て本之通りニてもよろしく、来廿日までに孫七ニても一と着物もたせ遣し、其頃に用事あるかし(思案)やんして置なされ
ぐ半方分御家内分あつく申越シ候へ共、かならずく世話ニ成なさらぬやう、此間むバ、ほん子(親思講)共衆つれゆるく遊ひニ参り候、こまものニてもかならずく用事頼まぬやう

【B::③】 あい ↓ さく (嘉永七年夏、月日不詳) [七-A-三三三]

*切紙・上端紅、一六・八×二六・三センチ

- かたひら(夏夜着) 二
- なつよき 二
- 丸薬 二
- あふらとくり

何事も大切ニ御ならいなされ

よき壺口、御かへし

紺ニもよふあるよきは、御のこし置なされ(湯具)

ゆく、せんだく御かへし

おさくとの

は、か

【B::④】 あい ↓ さく (嘉永七年) 五月二日 [七-A-三三四]

*折紙・無地、二四・八×二八・五センチ

- かたひら(帯) 一
- おもじ(袴) 一
- じはん 二
- ゆぐ 三

まへたり

かきかちん(辨)

まめ

たも取石

おさくとの

おやき

御りやう人様へ上

壹重

文付わた入、身せまく成、御かへし

すみ取

しうろふ手本ニ御座候らへハ、御かへし

さつき十二日

おさくとの

【B::⑤】あい・たつ ↓ さく (嘉永七年) 五月一三日

〔七-A-三〇一七〕

*折紙・無地、二四・八×三四・二センチ

(あい筆)

ことうたやうす御申越嬉しく、うたほん遣し候、田鶴方へも御申越しよち(承知)
致候、きしく子達吾人ふゑまし、私も嬉しく、随分く中よわかわいか

りてあけなされ候

一、御りやう人様へおやき上まし度候らへ共、飛脚までに出来かね、よ

いの日に出来たのハあじなく、ちかくの内何そあげ候

一、御越の品受取、うた本遣し、ぬい物のとふぐハ、せまくハ箱斗御か

へし、はり山といと、ハ、其方に置なされ、又もふじう(不自由)ニ御座候様そ

んし候

さつき十三日

にし谷

は、ふ

河邊様にて

おさくとの

(たづ筆)

琴のちよしありかと、せいたします、こう具や参り候らへハ、さしこみ(差込替の一種)

こうてあけます

こい

ねいさん

(あい筆)

廿三日ニかちん上度と存候らへ共、しかとしれ不申、此頃は孫七・清吉

あきにて、のふ行政居候(農)

*【B::④】【B::⑤】と連日、あいはさくに書いて使いに託しているが、「おやき」に関して

は、後者に見えるように実際はうまくできず、送っていない。

【B::⑥】あい↓さく (嘉永七年五月カ) 二五日 (七一A―二三一五)

*切紙・上端紅、一六・八×二四・六センチ

此間御申越事ミなく、拝し致、なつおひは中かたのおろしてしなされ、又はひろくの、ゆるくとしてあける。わたくしも昨年(具命)のよふに、お中のくわいあしくてこまり入候ゆへ、おまいもまつりニハ待なさるな、中くむかいに遣し候事ハ出来かたく、いろくほうじもつとたし(船)。こいとも。大坂(南坂)はぬきの方く遣したし。うらに病人おり、何かとんとくわけなふくらし居候。来月さし入ニハ、一寸たより致候、先しはらくたより急致不申候。ねまき・ちりかみ入手なされ候。かきちん、ねつみ(鼠)たへ候らへ共、あまりくたべる物たひくあけては、ミなの人江も。てまいあしく候間。またくいつそあけ候

おさくとの

は、か

廿五日

【B::⑦】あい↓さく (嘉永七年) 六月三日 (七一A―二三一二)

*切紙・上端紅、一六・八×三九・〇センチ

(略封上書)

「河邊様ニ而

西谷おさく殿

うちハ壺本添

同うち合

「六月三日出

旧市ヨリ」

いよく御無事のよし御嬉しく存、当月さし入ニたより致候やう申置候

間、御待なされ候よふ、こゝろにかゝり候らへ共、おもし調かね今日飛脚にて取に遣し候ゆへ、調しだい早々くけて遣し候、其節かきちんもあけます、うち(因届)はあけます、申て遣し度用事あれば、いつ清むけて手紙御越なされ

御めて度、かしく

大市方へむけて二而も御越なされ候ても大事なく、用事無ハかならずく御申越被下ましく候

【B::⑧】あい↓さく (嘉永七年) 六月一日 (七一A―二三一二)

*切紙・上端紅、一六・八×六八・〇センチ

(略封上書)

「河邊様ニ而

おさくとの

にし谷

は、か

「水無月十一日

」

御しゆ(師匠)しよふ様方御機嫌ほと上なふ御めて度存上候、左様候へハ此方父上始ミなく無事ニくらし、当月五日茶の子くはり、八日ほうし(徳正前門の七回忌法要)、九日跡じまい、私事もつかれ。はいたみ(前)、こまり入候、七日出文、九日入手致候。河甚分やうく帯九日ニ調、昨日くけ、今日遣し置候らへ共、其方ニてつ合したいに。おまつりにしなされ。帯せまくにて。相すみ候らへハ、なつの事ゆへ。これは随分御たばい置なされ(取っておく)。何事もくみな様へ御尋、ほどよくやうにしなされ候、いと・ぼん子かわいかり、ミなく

様中よくく、こしまき・帯・ゆぐ・はなくし、まめ二しな、かきかちんは。かさ高二て見くるしき、遣し不申。十五日おまつりと聞、私も嬉しく候。七月と申候ても、もはやまも無。ぼんに成て、又々河邊様へ。帰り候。日けん、おあい様とそふ段致て置なされ。直印事中く。ほうしに参れとゆう人御座なく、私分。前やりました、うら山しそふに。相みへました、以来台所へ上り候やうな事致より候らへハ、早々。与吉にく、らしつもり二候間。御あんし被下まじく候

あらくめて度、かしく

御けいかう大切ニ、さらへもわすれぬやう、むしつくし如何、随分くさらへに、つれのある物おせてもらいなされ

【B::⑨】あい↓さく (嘉永七年七月三日) (七一A一三三六)

*切継・風景画(多色)、一六・九×一六・五センチ

明後五日むかい人、朝七つ時分遣し、ひるまで二帰りなざるか、又四つ時分遣し、夕方二帰りなざるか、今日御申越。次ニ河邊様へ帰りハ七月末ニ致候ゆへ、ぼんの間ニ入候ゆへ、かたひらもつて御帰り、帯もはせまきの、もつて帰り

おさくとの

は、か

おまい様、あつさ折からゆへ、定めしまいかみあけて御座候やう察し、したへ、かみのはへきハ、ふかこうとあんし居、かごもたして遣し度候

らへ共、あまりぎよふさんと存候て、用事あれハ御申越なされ

【B::⑩】あい↓さく (年月日不詳) (七一A一三〇三)

*折紙・無地、二八・四×三六・七センチ

- 一、あらり・まくら・はちまき遣し候
- 一、銀のかんざし二ついとや御申二候へ共、これは追々致入用のおそれ御座候へハ、定めし御さしづ御師匠様分御座候やう、ねかい所候間
- 一、せんほんはらい、小切ニ調てあけ候、乍併ぬい物はおいくなんぼおせていた、ことま、に候間、今の間は手ならい第一、其外之御けいかう大切ニなされ
- 一、おまいさんは甚からだ大けてふかかふゆへに、いつくまでてならいは出来不申候ゆへ

は、か

河邊様

おさくとの

- 御たひ事
- まへたり
- ひん付
- 何かしよち致候

- 一、此間中は大和分又吉とのゆいのふ参り
- 一、内もほん子つとめまし、何かと世話しくくくくらし候

【B::①】 たづ ↓ さく (年月日不詳) [七-A-130-16]

*切紙・黄色紙、一五・七×三・四センチ

ゆひさし(指差)にいたし候よふなちいさいきれ、わたしもすこおしをくれなされ

田 鶴

御ねい様

【B::②】 さく ↓ あい (年月日不詳) [七-A-181-30]

*切紙二つ折・無地、二三・六×一四・一センチ

一寸申上候、ひるから御師匠様、鞍作よめさん迎ひ二御出被成候間、私
ばんに琴さらへ二帰りまし候ゆへ、迎ひ二御遣し被下まし候

さ く

御母様

【C】 退塾時の荷物の送り状

【C::①】 河邊 ↓ 西谷さく (年不詳) 一月二日 [七-B-117]

*封筒…岩に春蘭の図柄(緑)で縁取り、一七・六×四・七センチ

*本紙…切紙・無地、一六・三×六九・九センチ

(封筒表書)

「西谷於作様

御返事

河邊内

」

御せうそ(消息)こ委しく拝見、仰のことく、時しとて寒さに成候へとも、御と

りく様ますく御安泰に為御入のよし承り、喜ひ上存候、御もと様に

も御さえく敷御わたり被成、嬉しく存候也、今日御使新小豆御恵ミ、
別して我等すき物にて御礼申つくしかたく存候、御両親様へも宜く御申
上ねき存まいらせ候

一、たんす、内二

か、み立、か、み式面

うた本、そろばん

清書草紙巻冊

三味線箱入

一、机と文庫

一、ふとん、夏冬合して四畳

ねござ巻枚

右之通相渡申候、御改め御受取可被下候、大坂へおこしの折ふしハ道す
からに候へハ、ゆるくと御休ミかたく御立らせと、家内のものとも
申居候事二候、かしく

霜降月はしめの二日

河 邊

にし谷

御息女様

【C::②】 河邊 ↓ (西谷) (年月日不詳) [七-B-118]

*切紙・無地、一六・四×三二・五センチ

覚

一、琴

一、手遊たんす

一、傘

一、ざつ単物 式着^②

一、撥沓ツ

已上九点ハ御手もとゞ御申遣候

此外ニ

一、座蒲団

一、伊予染ひとへ物

一、襦袢絹

一、裾よげ絹

一、帷子の前垂

メ五品

右、一手ニさし上候

一、塗文庫

一、くし箱・油徳り

一、下駄沓・引ずり 式ツ

一、枕

(封筒表書)

「種屋

御愛子様

御返事

河邊

内々

」

時しとて寒さ殊之外強く成まいらせ候へとも、其御もと様御揃はせ遊し、
ますく御いさましく御入らせのよし承り、いく程か御うれしく御めて
たく存し上まいらせ候、次ニこなた事はりなふくれ居申候へハ、御氣
もし安く思しめし遊し可被下候、さて今日は御人被下候て、節分の用沢
山御恵ミ難有存まいらせ候、先日も地震ニ付てはやくと御見舞御人い
た、き、御懇もしの程うれしく存まいらせ候、誠にく悪しき地震ニ候
へとも、御住居向となた様にも無御別条為御入のよし承候、御めてたく
存まいらせ候、こなた事もかはる事なふ凌き居候へハ、乍憚御氣もし安
く思しめし被下候、末ニ成り申候へとも、御か、様へも宜く御申上被下
やうねかひまいらせ候、こなた主人も宜く御礼申上候やう申付られ候、
春にも成申候へハ、御ゆるくと御こしまし候、御めもし様二つもある御
はなし申上まいらせ候へく候、先ハ取^(取手)ゑす、あらくめてたく、かしく
師走の中のひと日

河邊内

たね屋

おさく様

御申給へ

【D】退塾後の贈答・季節の挨拶状

【D】①河邊内 ↓ 西谷さく (嘉永七年) 二月二日

(七一B一一五)

*封筒…朱印散し、一八・四×五・一センチ

*本紙…切継・上方に松竹梅(青)の帯、一五・九×八九・八センチ

春ハ御いもうと子様も御つれまし、ゆるくと御入らせ、くれくも御
まち上まいらせ候、かしく

【D::②】河邊徹斎↓西谷さく (年不詳) 七月三日

〔七-A-1-181-25〕

*封筒…糸瓜の図柄(青)で縁取り、一七・五×四・八センチ
*本紙…切継・藤の図柄(青)、一六・九×四三・七センチ

(封筒表書)

「西谷御氏様

御返事

河邊

御文のやう委しく拝見いたし候、御申聞のことく、当夏ハ雨少なにて殊
之外のあつさにて凌かね候事ニ候、御内かた御とりく様、御いさまし
く為御入のよし、御めてたく喜ひまいらせ候、いつもく御心かはりな
ふ時しの御尋ねニ預り、御うれしく存候、こなたみなく無事日を送り
居候へハ、御心易く思しめし可被下候、頓而す、しく成候へハ、ちとく
御ゆるくと御こしまし、待上候、御双親様へもくれく宜く御申上可
被下候、先ハ御返事迄筆取むかひ候、御めつらしき御品御恵贈忝存候、
まんく拝面ニ委しく御礼可申上候

めてたく、かしく

初秋初三日

河邊徹斎

にし谷

御令嬢様

【D::③】河邊↓西谷さく (年不詳) 七月二日 〔七-C-1-216-0〕

*封筒…緑の細線・茶の破線で縁取り、一七・七×四・八センチ
*本紙…切紙・上方に竜文(薄墨)の帯、一六・七×五八・一センチ

(封筒表書)

「にしたに様

御返事

河邊

いまた残る暑さ有之候へとも朝ゆふは余程しのきよくおはし候、いよく
御とりく様御機嫌宜為御入、御めてたく存し上候、いつもく相変ら
ずも御文して、御とはせ御懇もし、かたしけなふ覚へまいらせ候、こな
た事も無事ニみなく日を送りまいらせ候、今少しす、しく成候へハ、
御ゆるくと為御入も待上申候、御双親様かたへも宜く御仰せ上られ、
念しまいらせ候、是ハいつもく御無沙汰申ワけもなふ過行かせおり
候、御ゆるし給はり可申候、先ハ御返りこと迄ニ、あらく筆取むかひ
まいらせ候

めてたく、かしく

文月中の二日

河邊

にし谷

於息女様

一、今日ハ干瓢御恵ミ、別して我等すき物にて一入忝存候、めつらしか
らぬ品ニ候へとも、みワそうめん少御使へそへて、とのかたの御慰ミ
にと進しまいらせ候なり、かしく

【D::④】河邊内 ↓ 西谷へい (あい) カ (年不詳) 四月二日

(七〇一五―三五六)

*切紙・無地、一六・〇×四三・〇センチ

(略封上書)

「古市

西谷御こもし様

河邊

内々用事

うちぐ」

「 卯月廿一日

」

かへすくもよろしく御頼申上まいらせ候、らん筆口上御めん、
かしく

一ふて申上まいらせ候、時分から殊之ほかあつさに相成まし候、いよく
御とりく様御そろひ遊し御きけんよろしく、まんく御めてたく候、
つきにこ、もしは、みなく無事におり候ま、御心もしやすく思召下
さるへく候、左やう候へハ、はるハ早々参じ候やう申上置候へ共、とん
とく参じかね、もはやだんくとせわしく相成候故、又々秋に相成候
へハ参上致し、なにかとつもの御はなしうけ給りたく存上まいらせ候、
かつ又右のしな、だんくと延引に相成、申わけなき事に候へ共、なに
とぞく秋まで御まち下され候やう、いのり上候、いつれ参じ候せつ、
じさん致し候、なにとぞくくれくも右いのり上まいらせ候、どふぞ
く極内々になし置下されたく、ねんし上まいらせ候、扱此まな少分に
御座候へ共、御めにかけて御わらひ御おさめ下さるへし、末なからとなた
様江も、くれくよろしく御伝へまし候事にて候、先ハいそぎあらく
用事ばかり、めてたく、かしく

【E】 寄宿費用と支払いの計算書

【E::①-1】領票 (嘉永六年) 十一月一日 (七〇B―一六―二)

*封筒・茶の横線に姫子松の図柄(緑)、一七・三×五・〇センチ

*本紙・切紙・無地、一五・九×二〇・五センチ

(封筒表書)

「にしたに様

河邊

算録在中

「 丑十一月朔日

」

領票

一、金三歩式銖

右、謹而落握仕候、万謝拝首可申上候、猶算録三通入御覽申候、追而決算
可申上候、過上二相成候間、此分御預置申候也、已上

霜月朔

河邊(朱印)

西谷様

御台所衆中

【E::①-2】算録書 (嘉永六年) 七月 (七〇B―一六―三)

*切紙・無地、一五・九×三七・〇センチ

西谷氏御小取替物扣

一、式匁

油料

一、三匁五分

研一面

一、壹分七分

茶碗壹

一、三分八厘

水入壺ツ

一、廿七匁五分

御入門之菓子
五重まん頭
数五百五十

メ四拾四匁八厘

此処江御止宿之資

凡十一日

壺式かへ 此飯料 拾三匁式分

惣メ五拾七匁式分八厘

処江御入塾之時

入金式兩預り

六三五 此代百廿七匁

引残而

六拾九匁七分式厘

過上也

うし

七月調子

河邊執事(朱印)

【E::①-3】算録書 (嘉永六年) 九月 (七-B-1-16-4)

*切紙・無地、一五・九×四四・〇センチ

西谷氏御取替算書

一、式匁

油料

一、壹匁五分

花ぐし壺ツ

一、壹匁

ふて一口

一、四匁

花代

一、五匁

茶糴費

一、三分式厘

かもじ壺ツ

一、式匁五分

蚊帳割合

メ六匁三分式厘

御止宿之日

凡四十九日

此飯資五拾八匁八分

此処江九月四日

入金壺兩

此代六拾四匁

又七月前過上

六拾九匁七分式厘

メ百三拾三匁七分式厘

さし引残

五拾八匁六分過上

御預置申也

丑ノ九月調子

河邊執事(朱印)

【E::①-4】算録書 (嘉永六年一〇月末) (七-B-1-16-5)

*切紙・無地、一五・九×三三・四センチ

にしたに氏算録

一、式匁

油料

一、四匁

花 費

一、五匁

茶 費

一、三匁

花ぐし沓ッ

一、三分

はり少々

一、壹分六厘

ぬけッ少シ

メ拾四匁四分六厘

処江御止宿 四十九日

此飯資 五拾八匁八分

惣計 七拾三匁貳分六厘

此処ニテ九月前過上

五拾八匁六分引

残 拾四匁六分六厘不足

丑中払調子(一〇月米)

河辺執事(朱印)

【E..②】算録書 (嘉永七年) 七月一九日 [七-B-1-16-16]

*封筒…竹の図柄(茶)で縁取り、一七・九×四・七センチ

*本紙…切紙・無地、一六・五×五七・九センチ

(封筒表書)

「西谷様

河邊様

算書在中

「初秋十九日認

去丑とし中払前不足之分
一、拾四匁六分六厘

此処江霜月朔

入金三歩貳銖(七の誤り)

六五六 此代五拾壹匁四分

引残四拾貳匁七分過上

一、貳匁

油 料

一、壹匁五分

席 料

一、五匁

蚊帳割合

一、五匁

半季塾中諸費

一、壹匁四分

茶雜費

一、四匁三分

奉書帖手本代

一、貳匁五分

おしう殿江入門

一、壹匁

花かんざし

一、貳匁

半きり五十枚

一、「金貳銖」(「四匁三分」の上へ付箋)

おしう殿江暑中
同人江中元謝儀

メ三拾七匁貳分

又御止宿之日
凡六十日

此飯資七拾貳匁也

惣計 百九匁貳分

此処江五月九日御入塾之時

入金壹両也

西谷御氏取替物覚

此代六拾七匁

又過上之分

四拾貳匁七分

右ノ百九匁七分也

引残 五分過上也

右之通ニ相成申候、失算多罰々々

寅七月十九日改調子

河邊(朱印)

【参考史料】

【参考①】西谷へい覚書 (明治初期、年月日不詳) (七一A一二九一三)

*切継二紙・無地、一六・二×二三・四センチ、一六・四×一五五・八センチ

*本史料は訂正や行間への追記が多く再現が困難なため、最終的な文章に調整した

われ三拾七才之時、夫四十九才、村役をつとめ、甚事多く暮し、わか子

ハ女二人、六才と七才と有、第十六才ハ四十才迄ハ五人有

父徳左衛門七十才、てかけせい四十才、此年父死去致、其後あるしわす

らひ

一、せいのしまり付、弟の内じうんやうしニ致度と申候らへ共、夫申候

ニハ、中々五人の弟の内、三人迄ハあるしのほん印^(謀)を仕立、金子多く

かり出しニこり、多くつかい、それ故年々くじ事たへす、五人之内壹

人もそふそくニ見立候弟もなく、忒人娘そたて上、早々他人ハ養子致

事と申され、手前事ハ男子のなきが夫へ深くふこう、われのあやまち

と存、二人の女子なれ共、はけしくそだて候^(二紙目)て」「早々夫の手だすけ

致させ度と、其中ニ弟ほう判仕立、他人あく心分同はらを致、さ、い

成金をかり。又大そう成金証文入置。あるしなくなりし時ハ。■大そ

うの金子引出す事、我等ゆめニこたへ。大事成兄弟衆故ニ丸るく行様

心ろヲ致候らへ共、中く平右衛門事ハ、後の大ふそそく^(不相統)このむ弟、

森田御氏へそふ段致、鈴木丁御役所^(大坂の幕府官役所)へ願ひ出られ大くしニ成、京都み

よもく^(カ)証文を入、借用銀ニ致置たるか故ニむつかしくなれ共、二年

斗ニやうく事済出来、忒人の女子十三、四才ニて、まつ書事、そろ

ばん出来候様ニ相しこみ、五人の弟の身の方付け、外分家・親類い

ろく^(カ)のなんきを申参り、すくいニ付而主人つかれ。わすらいニ成り、

日ちく朝七ツ時ハ四ツ時迄本心ニて、いろく何かのそふ段をつめ、

其余ハ少しこたへうすく、誠ニく心配ニ日送り、右他人のあく心ハ

又くじを持参り、病氣本ふく立ニ相みへ候時ハ、さつそくあく人ハね

かい下ケ致分、つ、いて病氣ニ相見へ候時ハくじを初かけ、差紙来ル

時ハ大人^(代)を出し置、われ事ハ土用之内きやうすい致^(行水)而も、方へゆが^(肩カ)か、

たやらか、らぬか、夜分ニふせりても、めのあう事無、両三年もか、

り、まづしまり付、あるじニきかさすと、しまり付こうくか^(カ)と金ニ

て仕舞ヲ付、われ四十七才の時、あるしおもひ立ニ、へいとしらへ

おかれ、又四十九才之時、あるし六十一才ニて死去、前々申おかれ、

忒人の娘ニて、月々月勘定、金銀車帳、年貢帳めん先安心の事なれ共、

正月十日ゑひす迄ふゆの心を持。たなおろし勘定致事。しかし、ふこ、

ろへの兄弟おふくゑん付、分家も有。少しの取引、あるしやくあまり、

女としてなさけ深く引合ふりのなき様致事、かたく申置

一、それ今古分家善右衛門の多くの取かへ銀のしまつ付、一、打上井(井上善右衛門)こ娘へよふしもらい、さくとしうけん致候へ共、三日め二さくろ、母様、迎も千之介儀ハそふそくニ成方(體)く、又心配かけますと申候へ共、私儀ハとかくあまり式人の娘しこみつよく故、せけんニてハやうしが。そだつまいと噂ニて、妹たつハ大坂華房へきしくニ出し。姉さくハ台所させ、銀方・見せ・田地方、夜二日ニ勝手おせ、千之介へしこみ候へハ、半年斗ニて、さく死去致、ふびんなんぎ。かぎり無、千之介親兄分段々頼ニ付、せつかく親子と成し中と、是もふひんニて、妹たつへ直し見合、村方分も役頼ニ参り、名前もいづり、何かの事あるし事致させ候へハ、扱段々生れのしがね出し、村方たいしよ、われ壱人、われ壱人、名前江うつるしんしよハわれの物、先祖も母分もわれないしよ、村。(公事)くしあれハ、西谷平右衛門壱人ニてそう用引きかつきてやる、あんしな、とゆいふらし、貸付証文もみしんもとんしやくせん、(案)手本の有金ハしまつするもめんとい、こまいの物嬉しいかと、わしハ大旦那と、いか分高くのほり上り、五、六年まかせし間ニさつぱりニ致、扱々われもたつも大心配、私一しよそうそく致しても、次の人(目利き)め聞あしくてハ、先祖へ申訳無としんろふ致、打上兄よひよせ、申聞共み、無、金田寺頼。われと式人中人へ頼ニ行、せけん(申)のしらぬ様、しバし里方へ預ケくれと、内々頼候へ共、何分本人かむちやくニてさつぱり(論)ろんなし、人は母がむつかしくやう申かハしらね共、中々ざり斗、かわゆうがる故ののほり上り、扱々つらき、近在村の庄や分一札入

是迄私儀、らん心の事ニふそそく致、そののみ■名前印形取上被下、御もつ共承知致、以来打上へ帰らすニうら隠居ニて壱人居、母様へ(改心)かいしんのふり御めニかけ度、其次ニハ又々御そふそくさせ被下、御ねかい申上候、出来あしく候へハ、早々われら式人ニ引取申候

(釜田村庄)
矢野弥三右衛門

金田寺

千之介

西谷御母様

一、一年ほど隠居ニ置候らへ共中々かいしんなく、きま、に遊び、はやく御上へ(頼って)ねごてほしく、其上ハ母おしこみ、此千之介たいしよくと、くわこん斗ニて日送り

一、誠ニく内ハ小使も無仕合、いそぎ今橋・岡田中やへ行、金子かりうけ、早や小使又ハ年貢かけ、いろくまくばり付、めつらしき心配困り。よき無 御上へねかい、しんるい六家、へいトちよ(調印)いんニて堺けんニねかい候へハ、病氣と申、中々筆ニてつくしかたく、のちくハ色々御上様ニてのさ(殿)ハき書付のけ置有、御上様ニハはけしく仰被下候へ共、さほとニも相ならず、七十両斗物入、又四百両斗田地遣し、され共家を無成候よりハ(結構)けつこうと早々心付、其せつとハずんと何事あらため直し、少しの貸付銀も近年の中分致、千之介ニまかせ候時ハ売米十石ニて十一両斗、年々上り、又五、六年の間二十石ニて百十兩となり、あほうか何ニ致やら、それ分又年々下り困りし、其中地(券)けん

二付、色々心配多く物入、扱々^(根)こんうすく成、とふそく^(七)近年の通り
二そうそくゆるまぬやう二、行末長く致度一しんの事

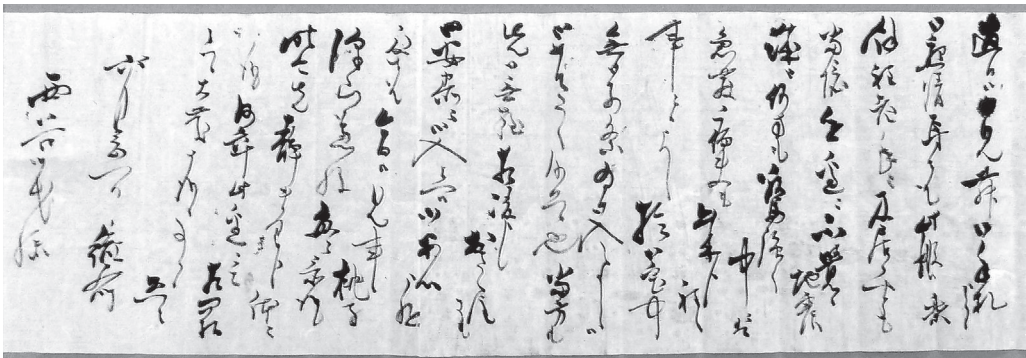
【参考②】西谷さく占い考（嘉永六年、月日不詳）〔四一五四―三一二〕

*切継・無地、一六・〇×四八・二センチ

十式才之女占考

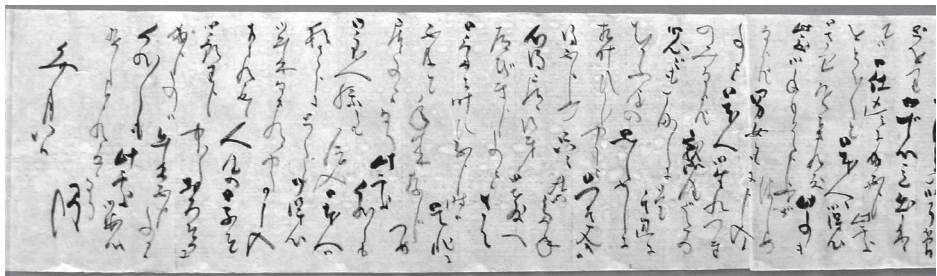
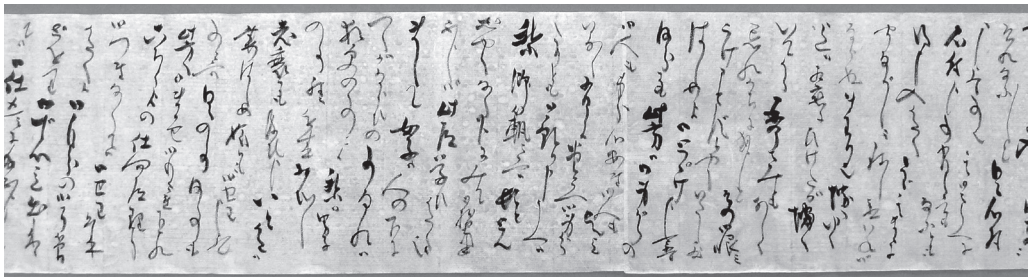
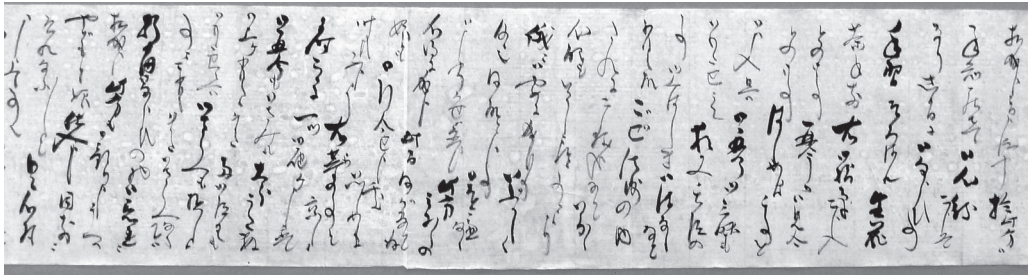
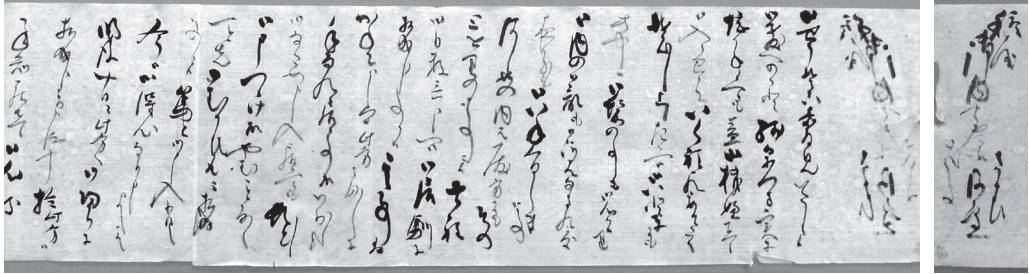
此女子者生付至而よろしく、立身出世之相あり、気儘多く、右随分慎むへし、左すれば思ひ事も調べし、しかし急くに宜敷からず、万事ゆるくするによろし、先に屈て後に伸る体なり、当時不行届なれとも、段々利き二向ふ、諸事ひかへめにするによろし、亦人に随而吉、何事も自身剛気を出せは凶なり、人にたかふらず、へりくだるによろし、方角ハ未申吉方なり、乍去六月は的殺なり、依而西戌亥之方随分宜敷、猶未申的殺なれとも随分不苦候間、随思ひ御遣し可然と存じ候、余者略す、以上

〔付記〕 本稿の作成にあたり、堺市文化観光局文化財課の中村晶子氏に多大なご教示を受けました。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

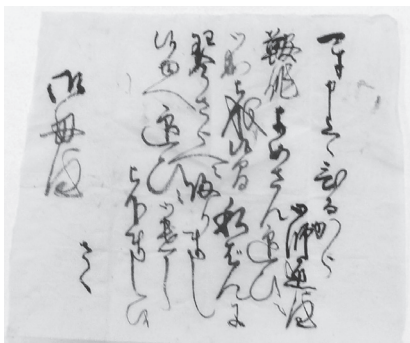


【A：⑥】西谷氏宛て河邊徹齋書状（嘉永7年6月21日）

一連の安政大地震の始まりである伊賀上野地震（6月15日発生）と、塾中のさくの無事を伝える。



【A：③】西谷あい宛て河邊氏書状（嘉永6年7月8日）
習い事については、塾の教育方針に任せるように説く。



【B：⑫】母あい宛てさく書状（年月日不詳）
在塾時のさくの筆跡。「～まし候」という表現が見られる。